

令和4年第3回東大和市議会定例会会議録第13号

令和4年9月1日(木曜日)

出席議員 (21名)

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (4名)

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員 (30名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
財政課長	鈴木俊也君	職員課長	岩本尚史君
課税課長	星野宏徳君	産業振興課長	佐伯芳幸君
環境対策課長	梶川義夫君	子育て支援課長	新海隆弘君
保育課長	関田孝志君	福祉推進課長	山田茂人君

生活福祉課長 青木一麻君  
保険年金課長 岩野秀夫君  
都市づくり課長 稲毛秀憲君  
土木公園課長 寺島由紀夫君  
教育総務課長 斎藤謙二郎君

介護保険課長 里見拓美君  
新型コロナウイルス感染症  
対策担当課長 中山仁君  
まちづくり推進  
担当課長 梅山直人君  
建築課長 中橋健君  
生涯学習課長 高田匡章君

## 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 4 第 3 9 号議案 令和 3 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5 第 4 0 号議案 令和 3 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 第 4 1 号議案 令和 3 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 第 4 2 号議案 令和 3 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 第 4 3 号議案 令和 3 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 第 4 4 号議案 令和 3 年度東大和市下水道事業会計決算の認定について

第 10 第 4 5 号議案 令和 3 年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について

第 11 第 6 号報告 令和 3 年度東大和市健全化判断比率について

第 12 第 7 号報告 令和 3 年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計資金不足  
比率について

第 13 第 8 号報告 専決処分の報告について

第 14 第 2 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

第 15 第 4 6 号議案 東大和市高校生等医療費助成条例

第 16 第 4 8 号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第 17 第 4 9 号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例

第 18 第 5 0 号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

第 19 第 5 6 号議案 市道路線の認定について

第 20 第 5 7 号議案 市道路線の廃止について

第 21 第 5 8 号議案 湖南衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び湖南衛生組合同約の変更につい  
て

第 22 第 5 1 号議案 令和 4 年度東大和市一般会計補正予算（第 4 号）

第 23 第 5 2 号議案 令和 4 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 24 第 5 3 号議案 令和 4 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第 2 5 第 5 4 号議案 令和 4 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 6 第 5 5 号議案 令和 4 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 陳情の付託

**本日の会議に付した事件**

議事日程第 1 から第 2 7 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、令和4年第3回東大和市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る8月29日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず初めに、定例会の会期であります、本日9月1日から9月21日までの21日間といたします。

会議録署名議員は、8番 中村庄一郎議員、12番 蜂須賀千雅議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第39号議案から第45号議案までの7議案を一括上程し、議長発議により決算特別委員会を設置して、これを付託いたします。

その後、第6号報告から第8号報告、第2号同意、第46号議案、第48号議案から第50号議案、第56号議案から第58号議案、第51号議案から第55号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

なお、第46号議案は、厚生文教委員会に、第56号議案及び第57号議案は、建設環境委員会に審査を付託いたします。

2日、5日から8日の5日間は一般質問となります。

9日から20日までは休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

12日、午前9時半から厚生文教委員会を、13日、午前9時半から総務委員会を、14日、午前9時半から建設環境委員会を、15日及び16日の午前9時半から決算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

また、16日、午後1時から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出などの審査案件等がない場合は開催いたしません。

21日、最終日は、追加議案審議、常任委員会審査報告、決算特別委員会審査報告、第47号議案審議、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託、継続審査議決、議員派遣議決の後、閉会となります。

決算特別委員会資料要求期限は、5日、午後5時となります。

議員提出議案の受付締切りは、13日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受付締切りは、16日、正午となります。

一般質問通告者は16名です。

8月26日、正午までに受理した委員会に審査を付託することとなった陳情は3件であります。

以上が、今定例会の日程等について、議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、今定例会におきましても、3密を避けるべく、換気対策として、本会議中は、傍聴席の北西側の扉及び議長席裏の扉を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことといたします。

また、演壇・議員席・説明員席に引き続き、飛沫感染防止パネルを設置いたします。

出席者についてですが、説明員につきましては、一般質問についてのみ、3密を避けるため、答弁の予定のない部長職は退席できることとし、感染防止対策を取ることにいたします。

議員につきましては、採決がございます定例会初日及び最終日については、全議員が出席することとし、一般質問についてのみ、3密を避けるため、定足数11名以上を満たすように、各会派等で調整を行うことで、退席できるものといたします。

また、会議当日の検温や手指消毒等の徹底と不織布マスクの着用をお願いいたします。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げましたとおりでございます。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

8番 中村庄一郎 議員

12番 蜂須賀千雅 議員

を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から9月21日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げます。

資料のデータを配信いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、5月18日に全国市長会関東支部総会が開催され、オンラインで参加いたしました。

議事5の新型コロナウイルス感染症対策に関する決議についてであります。感染拡大を抑え、「新たな日常」を確立できるよう、国と各自治体が一体となって取り組むための措置を国に求めることについて決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、5月19日、東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の高校生等医療費助成事業補助についてであります。令和5年度の事業開始に向け、市区町村が円滑に準備を進められるよう、例規の参考例を示すこと等について、東京都から説明がありました。

次に、議事2の新型コロナウイルスワクチン接種等についてであります。3回目接種の状況や4回目接種の見通し等について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事3のエネルギーの安定確保に向けた東京都の取組等についてであります。脱炭素化の取組をより一層加速することや、緑の東京戦略を推進するための取組について、東京都から説明がありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、5月25日に、東京都市長会議が開催されました。

議事につきましては、5月19日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

次に、5月31日に、全国市長会理事・評議員合同会議が開催されました。

議事につきましては、全国市長会議に提出する議案の審議等についてでありましたが、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、同日、全国市長会経済委員会が開催されました。

議事につきましては、国に提出する重点提言事項（案）の審議等についてでありましたが、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、7月6日に東京都市長会建設部会及び総務・文教部会が開催されました。

各部会における議事1、令和5年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。いずれも部会としての要望事項案を取りまとめることについて、決定したものであります。

次に、7月13日に、全国市長会経済委員会が開催されました。

議事につきましては、国に提出する重点提言事項の審議等についてでありましたが、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、同日、全国市長会理事・評議員合同会議が開催されました。

議事につきましては、会議日程の審議等についてでありましたが、それぞれ承認、決定をいたしました。

次に、7月15日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。令和4年7月4日開催の東京都後期高齢者医療広域連合協議会における議事の内容等について、東京都後期高齢者医療広域連合から、報告がありました。

次に、議事2の高校生等医療費助成事業補助についてであります。準備経費補助の内容や進捗、今後の予定について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事3の児童相談所の管轄区域についてであります。都内の児童相談所について、一部、管轄人口が100万人を超える課題があることから、管轄区域の見直しを行うことについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の東京都立多摩産業交流センターについてであります。多摩地域における新たな産業交流拠点として開業の準備を進めている「東京たま未来メッセ」の施設概要について、東京都から説明がありました。

次に、議事5のH T Tの推進に向けた都の取組についてであります。より一層、節電や省エネの取組を推進するための協議会を設置したことなどについて、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事6の都の新たな被害想定、緊急一時避難施設及び災害事例等についてであります。令和4年5月に公表した、首都直下地震等による東京の被害想定の内容等について、東京都から説明がありました。

次に、議事7の東京都パートナーシップ宣誓制度の創設に係る都内自治体との連携についてであります。令和4年11月からの運用を予定している制度の内容等について、東京都から説明がありました。

次に、議事8の令和5年度東京都予算編成に対する要望（案）についてであります。東京都市長会の各部会で協議した内容を基に、84の要望を行うことについて、決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、7月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事4の新型コロナウイルスワクチン接種等についてであります。東京都内におけるワクチンの3回目接種及び4回目接種の状況や接種促進の取組等について、東京都から説明がありました。

その他の議事につきましては、7月15日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

次に、7月29日、令和5年度東京都予算編成に対する要望活動が実施されました。

東京都市長会の代表として、副知事、東京都各局、並びに東京都議会への要望活動に参加し、各市が行財政運営に苦慮している状況を訴えるとともに、令和5年度の東京都予算編成に当たり、特段の配慮を求めてまいりました。

以上で、市長報告を終わります。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議 長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 令和4年第3回市議会定例会議長報告。

令和4年第2回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、7月14日に全国市議会議長会第174回社会文教委員会が全国都市会館で開催されました。

会議に先立って、社会保障制度をめぐる最近の動向について、厚生労働省参事官、三好圭氏からの講演が

ありました。

議事では、国に提出する令和5年度社会文教施策等に関する要望書（案）について原案どおり可決いたしました。なお、決定された要望事項の実現に向け、委員会終了後、正副委員長により国の関係機関に対して要望書を提出し、各委員においては、地元選出国會議員を通じて、国への要望活動を行うことといたしました。

次に、7月23日に多摩市市制施行50周年記念式典がバルテノン多摩で開催され、出席いたしました。

次に、7月26日に第41回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会及び第54回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会がパレスホテル立川で開催され、木下富雄建設環境委員長とともに参加いたしました。

議事につきましては、それぞれ令和3年度の歳入歳出決算を報告のとおり認定し、令和4年度の事業計画（案）、同歳入歳出予算（案）をいずれも原案どおり可決いたしました。

そのほか、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会においては、役員改選が行われ、全員留任と決定いたしました。

次に、8月2日に東京都北多摩議長連絡協議会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、会務報告のほか、令和3年度事業報告及び同歳入歳出決算を報告のとおり認定し、令和4年度事業計画（案）及び同歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。また、令和5年度役員（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、8月4日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、令和4年5月27日以後の会務報告のほか、東京支部からの都県提出議案として、令和4年10月24日に開催予定の関東市議会議長会理事会への提出に向け、今後のまとめを行っていくことで承認されました。

次に、8月9日に第60回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会が練馬文化センターで開催され、建設環境委員会の木下富雄委員長をはじめ、荒幡伸一副委員長、二宮由子議員、尾崎利一議員、森田博之議員、大川元議員とともに参加いたしました。

議事では、令和3年度事業報告及び同歳入歳出決算を認定し、会計監査報告を承認、令和4年度事業計画（案）及び同歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

また、大会宣言（案）及び大会決議（案）が採択されました。

報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（佐竹康彦君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕



○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

---

日程第 4 第 39号議案 令和3年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 第 40号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 第 41号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 第 42号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 第 43号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第 44号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計決算の認定について

日程第 10 第 45号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について

○議長（関田正民君） 日程第4 第39号議案 令和3年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 第40号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 第41号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 第42号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 第43号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 第44号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計決算の認定について、日程第10 第45号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について、以上7議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第39号議案から第45号議案までの7議案につきましては、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、21人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

決算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する決算特別委員会理事會を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

日程第 11 第 6号報告 令和3年度東大和市健全化判断比率について

○議長（関田正民君） 日程第11 第6号報告 令和3年度東大和市健全化判断比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました第6号報告 令和3年度東大和市健全化判断比率につきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げるものでありますが、健全化判断比率につきましては、4つの指標が定められております。

この4つの指標であります。標準財政規模に対し、一般会計等の実質赤字額の割合を示す、実質赤字比率、標準財政規模に対し、全会計の実質赤字額の割合を示す、連結実質赤字比率、標準財政規模等に対し、一般会計等において負担する地方債の元利償還金等の割合を示す、実質公債費比率、そして標準財政規模等に対し、一般会計等において将来負担する実質的負債額の割合を示す、将来負担比率であります。

これらの4つの指標のうち、いずれか一つの指標が、別に定められる早期健全化基準以上の数値となった場合、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、定めなければならないこととされております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして御説明申し上げます。

第1表 健全化判断比率を御覧願います。

令和3年度決算におけます各指標であります。1の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字となり、赤字が生じていないことから算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は12.58%であります。

2の連結実質赤字比率につきましても、一般会計、4つの特別会計及び下水道事業会計を合わせた連結実質収支が黒字となりましたことから、算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は、17.58%であります。

3の実質公債費比率につきましては、控除財源となる特定財源の減額等によりマイナス1.5%となりました。なお、早期健全化基準は25.0%であります。

4の将来負担比率につきましては、控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担額がマイナスとなりましたことから算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は350.0%であります。

以上のように、令和3年度決算におきましては、健全化判断比率の4つの指標全てが、早期健全化基準を下回る内容となっており、これらの指標において、市財政は健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり、適正に作成されているとの内容で、御意見を頂いたところであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

毎回、伺ってるんですけども、将来負担比率はマイナスだということですが、将来負担額と充当可能財源等の額、それぞれ幾らで、まあマイナスであっても数字は出ると思うので、数字を出すとする、という数字になるのか伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 将来負担比率についての御質疑でございます。

まず、将来負担額についてでございますが、金額につきましては275億2,418万8,000円でございます。

続きまして、充当可能財源等につきましては、310億5,348万9,000円でございます。

将来負担比率、マイナスということで、資料のほうについては空欄になってございますが、マイナスの数値につきましては21.5となっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第6号報告を終了いたします。

---

## 日程第12 第7号報告 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計資金不足比率について

○議長（関田正民君） 日程第12 第7号報告 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計資金不足比率について、本件の報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号報告 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計資金不足比率につきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げるものであります。

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示したものであります。この比率が、別に定められる経営健全化基準以上の数値となった場合、経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする経営健全化計画を作成し、議会の議決を経て、定めなければならないこととされております。

それでは、資金不足比率の内容につきまして御説明申し上げます。

第1表 資金不足比率を御覧願います。

令和3年度決算におけます資金不足比率は、1の土地区画整理事業特別会計、2の下水道事業会計ともに資金不足が生じていないことから、算出数値は空欄であります。

なお、経営健全化基準は20.0%であります。

以上のように、令和3年度決算におきましては、各会計の資金不足比率が、経営健全化基準を下回る内容となっており、この比率において、土地区画整理事業特別会計及び下水道事業会計の経営は、共に健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり、適正に作成されているとの内容で、御意見を頂いたところであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第7号報告を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 休憩

---

午前10時 5分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第13 第8号報告 専決処分の報告について

○議長（関田正民君） 日程第13 第8号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、令和4年5月11日に発生いたしました立野南緑地の除草作業による物損事故の損害賠償額の決定についてであります。

議会の議決により指定されました、損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和4年7月7日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

事故の概要につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和4年5月11日、水曜日に、立野南緑地で職員が刈払機を使用して除草作業を行っていたところ、飛散した石により、相手方の所有する車両のガラスを破損したものであります。

相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償につきましては、事故の状況から、市に過失があるものとして示談をしたもので、相手方の車両修理費の全額、5万6,305円を市が支払うものであります。

なお、相手方へ支払います損害賠償金は、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険から、全額補填されております。

事故後におきましては、再発防止のため、作業中の安全管理等を徹底いたしました。今後、より一層の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第8号報告を終了いたします。

---

#### 日程第14 第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（関田正民君） 日程第14 第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、藤宮志津子委員が令和4年9月30日をもって任期満了となることに伴い、後任の委員を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申上げました藤宮志津子氏は、大和富士幼稚園の副園長として多くの園児の教育に尽力されている一方、平成26年10月1日から、東大和市教育委員会委員を務めておられます。また、現在、東大和市要保護児童対策地域協議会におきましては、構成機関の代表者としても活躍されております。

このことから、教育について豊富な経験と広い識見を有し、かつ人望も厚い藤宮志津子氏が適任と考え、東大和市教育委員会委員として引き続き任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

---

#### 日程第15 第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例

○議長（関田正民君） 日程第15 第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

義務教育終了後の高校生等の時期は、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期であり、自らの健康を管理し、改善できる取組が重要であります。このような状況に鑑み、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、子育ての支援に資するため、本条例を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、目的の規定であります。

高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することとするものであります。

第2条は、定義の規定であります。

第1項は、「高校生等」とは、15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者と定めるものであります。

第2項は、「高校生等を養育している者」を定めるものであります。

第3項は、養育者の認定について定めるものであります。

第4項は、この条例にいう「父」については、高校生等の母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むと定めるものであります。

第3条は、対象者の規定であります。

第1項は、この条例による医療費の助成を受けることができる対象者を定めるものであります。

第2項は、医療費が他の制度により助成される場合は、本制度の対象としないことを定めるものであります。

第4条は、所得制限の規定で、対象者の所得が規則で定める額以上である場合には、翌年の10月1日から1年間は対象としないことを定めるものであります。

第5条は、医療証の交付の規定で、対象者は、医療証の交付を受けなければならないことを定めるものであります。

第6条は、助成の範囲の規定であります。

第1項は、保険給付の対象となる医療費のうち、対象者が負担すべき額から食事療養標準負担額と一部負担金相当額を控除した額を助成とするものであります。

第2項は、他の法令により医療費が助成されるときは、本制度による医療費の助成は、その限度で行わないことを定めるものであります。

第7条は、医療費の助成の規定であります。

第1項は、対象者が診療等を受けた場合、市が助成する額を病院等に支払うことを定めるものであります。

第2項は、特別な理由があると認めるときは、対象者に医療費を助成できることを定めるものであります。

第8条は、対象者が診療等を受けた場合は、対象者負担額等を病院等に支払うことを定めるものであります。

第9条は、届出義務の規定であります。

第1項は、対象者に住所等の変更が生じた場合の届出義務を定めるものであります。

第2項は、医療証更新のため現況届について定めるものであります。ただし、規則で定めるものに該当する場合は、届出を省略できるとするものであります。

第3項は、医療費の助成を受けた事由が第三者の行為によって生じた場合の届出義務を定めるものであります。

第10条は、医療費の助成を受ける権利を譲渡または担保に供することの禁止を定めるものであります。

第11条は、損害賠償請求権の譲渡について定めるものであります。

第12条は、助成費の返還の規定で、不正な手段等により医療費の助成を受けた者から、その額を返還させることができることを定めるものであります。

第13条は、規則への委任の規定であります。

次に、附則につきまして御説明申し上げます。

附則第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。ただし、次項の規定は、公布の日からとするものであります。

附則第2項は、第5条の規定による医療証の交付に関し必要な手続について、施行前においても行うことができることを定めるものであります。

次に、別表につきまして御説明申し上げます。

別表は、第6条第1項及び第8条に規定する一部負担金相当額についての規定であります。入院、調剤及び訪問看護に係る医療費は0円、通院に係る医療費は通院1回当たり200円とするものであります。

なお、議案資料といたしまして、東大和市高校生等医療費助成条例施行規則（案）を御配付しております。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

---

日程第16 第48号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第16 第48号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第48号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数を原則2回まで可能とすること等、制限が緩和されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

また、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和につきまして、併せて所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条第1号は、育児休業を取得できる非常勤職員の要件について定めた規定であります。要件について所要の改正を行い、また必要な要件を満たした場合は、引き続き育児休業を取得できる規定を追加するものであります。

第2条の3は、非常勤職員の育児休業の取得期間について定めた規定であります。非常勤職員の育児休業を、1歳2か月に達する日または1歳6か月に達する日まで取得を可能とする要件の規定を追加するものであります。

第2条の4は、特に必要と認められる場合に非常勤職員の子が2歳に達する日まで育児休業の取得を可能とする規定を追加するものであります。

第3条は、職員が再度の育児休業を取得することができる特別な事情についての規定であります。育児休業が原則2回まで取得可能となったこと等に伴い、育児休業等計画書による任命権者への申出に係る規定を削る等、文言の整理を行うものであります。また、非常勤職員や任期の定めがある職員について、再度の育児休業を取得することができる規定を追加するものであります。

第3条の2は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間を、育児休業の期間から除くとする規定であります。育児休業法の改正に伴い、規定の位置を変更するものであります。

第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情についての規定であります。文言整理をするものであります。

最後に、附則であります。条例の施行期日等を定めるもので、附則第1項は、条例の施行日を令和4年10月1日とするものであります。附則第2項は、この条例の施行前に、改正前の条例第3条第5号に規定する育児休業等計画書により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例によると経過措置を設けるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕



○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 1点、伺います。

それぞれ改善なので、反対するものではありませんけれども、正規職員と非正規職員の間で、育児休業の扱いについて差があるというのは、改善すべき課題なんではないかというふうに考えますが、そこら辺についての市の認識を伺います。

○職員課長（岩本尚史君） こちらの規定につきましては、育児休業法、正規職員じゃなくて、民間企業等に伴うものでございます。こちらとしては法令等にも基づきながら、適正に今後、対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第48号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第17 第49号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第17 第49号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第49号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年度税制改正に伴い、地方税法等の改正が行われたことから、その影響を受ける市税

条例の規定のうち、令和4年3月31日に専決処分をさせていただきました以外の部分につきまして、改正を行うものであります。

それでは、お手元に配付させていただきました第49号議案資料に基づきまして、御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の延長・見直しであります。

所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用者につきまして、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する措置が令和7年居住分まで延長されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、控除限度額につきましては、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額等の7%から5%へと引き下げる見直しが行われています。

それでは、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

本改正条例は、第1条につきましては東大和市税条例の一部を改正し、第2条につきましては令和3年に公布済の東大和市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

初めに、第1条による改正であります。

第15条の4の改正は、住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等において、証明書に住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

第30条の改正は、特定配当等に係る総合課税又は分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用するため、所要の改正を行うものであります。

第31条の7の改正は、公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金税額控除について、平成26年度から7年の経過措置の終了に伴い、所要の改正を行うものであります。

第31条の9の改正は、特定配当等に係る総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行うため、所要の改正を行うものであります。

第33条の2の改正は、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備等を行うものであります。

第33条の3の2の改正は、給与所得者の扶養親族申告書の記載事項に一定の配偶者の氏名を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案資料の2ページを御覧ください。

第33条の3の3の改正は、公的年金等受給者のうち、一定の配偶者等を有する者について、扶養親族等申告書の提出義務を追加するため、所要の改正等を行うものであります。

第43条の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

第46条の6の改正は、地方税法施行規則の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

第59条の2の改正は、住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等において、固定資産課税台帳に住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないこととする地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

第59条の2の2の改正は、住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等において、固定資産課税台帳の記載事項証明書に住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

付則第7条の3の2の改正は、主な改正内容において申し上げましたとおり、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

付則第10条の2の改正は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川に隣接する低地等のうち、都市浸水の拡大を抑止する効用があるものとして貯留機能保全区域の指定を受けた土地を固定資産税の軽減のための課税標準の特例措置、いわゆる「わがまち特例」の対象に加える規定の新設等を行うものであります。

付則第10条の3の改正は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴い、所要の改正を行うものであります。

付則第16条の3の改正は、申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用するため、所要の改正を行うものであります。

付則第17条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第18条の3の2の改正は、特例適用配当等の申告方式の選択に係る規定の整備を行うものであります。議案資料の3ページを御覧ください。

付則第18条の3の3の改正は、条約適用配当等の申告方式の選択に係る規定の整備等を行うものであります。

付則第18条の7の4の改正は、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴い、条の削除を行うものであります。

付則第18条の12の改正は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地を都市計画税の「わがまち特例」の対象に加える規定の新設を行うものであります。

付則第18条の13の改正は、付則第18条の12の新設に伴い、条の繰下げを行うものであります。

付則第22条の7の改正は、読替準用に関する規定の整備を行うものであります。

付則第22条の8の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

次に、第2条による改正であります。

第33条の3の3の改正は、公的年金等受給者のうち、一定の配偶者等を有する者について、扶養親族等申告書の提出義務を追加するため、所要の改正を行うものであります。

改正附則第2条の改正は、経過措置について規定の整備を行うものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、一部の改正規定につきましては、令和5年1月1日、令和6年1月1日、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日とするものであります。

附則第2条から議案資料の4ページにあります附則第5条までは、それぞれ納税証明書、市民税、固定資産税及び都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第49号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第18 第50号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する  
条例

○議長（関田正民君） 日程第18 第50号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第50号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、委託により多量に排出する事業系一般廃棄物の手数料について、さらなる廃棄物の減量化と、小平・村山・大和衛生組合の組織市間での処理手数料の均衡を図るため、所要の改正を行うものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表第1の改正は、「委託により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物」の項を「委託により排出する家庭廃棄物」と「委託により排出する事業系一般廃棄物」に分け、「委託により排出する事業系一般廃棄物」の手数料について、1キログラムにつき25円を40円に改めるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（中間建二君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

今回、御提案いただいております事業系一般廃棄物処理手数料の改定については、昨年の3月に東大和市廃棄物減量等推進審議会に諮問を行い、4月16日に改定案を適当とする答申を得ているというふうに認識をしておりますが、諮問書に示されたスケジュール案では、昨年の9月に市議会へ改定案を提出し、本年4月から改定を行うこととされております。ちょうど1年、スケジュールが遅れていることになるわけですが、まずその理由を伺いたいと思います。

次に、諮問理由では、ごみ処理原価と乖離があることや、また多摩地区の自治体と比較して低額となっていることが挙げられておりますが、その内容について具体的に御説明をお願いしたいと思います。

次に、事業者に過度な負担をお願いすることは、当然避けるべきと考えるわけでありますが、一方で廃棄物処理費用そのものにも、多額の税金が投じられている以上、一定の御負担はお願いをせざるを得ないものというふうに考えております。今回、示された改定案では、1キログラム当たり40円となっておりますが、この40円を適正な負担水準とされた根拠はどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

次に、今回の改定においては、どのような事業者が対象になるのか。また、対象となる事業者においては具体的にどの程度の負担増となることが想定をされるのか。また、今後関係する事業者には、どのような形で説明会や周知を行い、理解を得ていく予定なのか、お尋ねをいたします。

最後に、関係する事業者に対して、この今回の改定案の御理解を得ていくということを考えますと、市としてもさらなる廃棄物の減量施策を進めていくことが必要であると考えます。国においては、食品ロス削減推進法が施行され、各自治体においても様々な取組が行われているわけでありますが、この食品ロス削減を含めた廃棄物減量施策をさらに進めることで、広く市民や事業者の御理解や御協力を得ていくことが重要ではないかと考えますが、これらのお考えについて伺いたいと思います。

以上です。

○市民環境部長（田村美砂君） 私のほうでは、1つ目の御質問と、最後の御質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1つ目でございますけれども、今回の事業系一般廃棄物処理手数料の改定につきましては、小平・村山・大和衛生組合、組織市であります小平市と歩調を取りながら進めております。これまで小平市との調整に時間を要したことにより、今議会での提案となったところでございます。調整に時間を要した理由といたしましては、令和3年3月に廃棄物減量等推進審議会に諮問をし、同年4月の答申を経て、小平市との調整を図ってまいりましたが、特に処理原価相当額につきましては、なるべく直近の相当額を反映させることが必要と考えまして、反映させ、現状に沿う形が必要と思われたこととございますので、このタイミングとなったということとございます。

それから、最後の御質問の今後の食品ロス等の取組ということとございますけれども、今回の改定は事業系のごみの減量化及びリサイクルの推進を図るため、処理原価相当額との乖離をなくし、他市との均衡を図るため行うものでございます。市といたしましては、事業者のごみ減量につながるような、例えば今お話ありましたような、飲食店であれば、食品ロスが一層進むような施策に取り組んでいくことも検討しながら、事業者の、また市民の皆様のごみ減量が進むようなことを努めてまいりたいと考えております。

例えばでございますけれども、食品販売店舗で売れ残り商品の割引情報を、インターネットで市民の方に情報提供できるようなシステムを構築するといったことに取り組んでいる他の自治体の事例もございましてことか

ら、そういったことを検討しながら、事業者、あるいは市民の皆様に対しても、今後も引き続いてごみ減量が図れるよう努めてまいります。

以上です。

○環境対策課長（梶川義夫君） 続きまして、私のほうから2点目から4点目の御質問に対しまして、御回答させていただきます。

2点目の御質疑でございますが、処理原価相当額との乖離や、多摩地区との比較の部分でございます。事業系一般廃棄物の処理手数料につきましては、環境省の一般廃棄物処理有料化の手引きにおきまして、事業系一般廃棄物、こちらを市町村が処理する場合には、廃棄物の処理に係る原価相当額の手数を徴収することが望ましいとされております。小平・村山・大和衛生組合、構成3市の処理原価相当額の算出方法につきましては、小平・村山・大和衛生組合負担金と、東京たま広域資源循環組合負担金の3市の合計額を、小平・村山・大和衛生組合への3市の廃棄物搬入量を用いて、これで割り戻すことで、廃棄物1キログラム当たりの額を算出しております。

現在、この処理原価相当額が、1キロ当たり40円となっていることで、条例におけます手数料25円と乖離していることから、この改定を行うものでございます。また、多摩地区の自治体等の比較でございますが、東大和市は下から2番目の低さでございます。最下位は、小平市の24円でございます。最も高い市では、43円という額を設定されているところもございます。こうしたことから、多摩地区の自治体間での均衡を図る必要があると考えております。

なお、先ほど御紹介しました環境省の手引きによりますと、自治体間の手数料に大きな差があると、廃棄物の区域内外への流入・流出が懸念されるようになってございます。このことから近隣自治体間で手数料の水準、こちらを均衡を図るべきであるというふうに考えております。今回、手数料を40円に改定すると、上から8番目の金額になります。あきる野市や立川市、武蔵野市と同額となるものでございます。

続きまして、3点目の1キログラム40円の根拠ということでございますが、今回の改定額の算出に当たりましては、令和2年度から4年度の負担金等の数値を平均化して出しております。3か年の実績を見ましたのは、令和3年3月の東大和市廃棄物減量等推進審議会に諮問を行った際のお示した令和3年度の負担金、こちらを基にした手数料額では、1キログラム当たり約43円でございます。しかし、令和4年度の処理原価相当額、こちらが40円を若干下回る状況で、各年度間にばらつきがあることから、これをならすため3か年の平均を取ったものでございます。

続きまして、今回の改定に伴う対象事業者、それからどういった理解を得ていくか、それから負担の影響でございますが、今回の事業系一般廃棄物処理手数料の改定に当たりましては、1日当たり平均10キロ以上の廃棄物を排出しておりまして、収集運搬許可業者と直接契約をして排出を行う事業者が対象となります。10キログラム未満であれば、指定収集袋によりまして排出でき、今回の改定の影響は受けないものでございます。

例えばでございますが、飲食店の7月の実績で見ますと、今回、対象となる事業者のうち、ほとんどがチェーン店の店舗でございました。個人のお店につきましては、指定収集袋での少量排出が多く、今回の改定の影響はほとんど受けないと考えております。また、ごみ減量施策を展開するなどいたしまして、事業者の方に対しまして、過度な負担とならないように努めてまいりたいと考えております。事業者の方へは、今後、広報による周知を行いまして、説明会や、各問合せ等に丁寧に対応して、御理解を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

---

午前10時54分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（中間建二君） それでは、2点、再質疑をさせていただきます。

先ほどの御説明で、衛生組合の組織市である小平市と、時間をかけて調整をしたことで、43円から40円まで下がったということも理解できましたし、また飲食店の小規模事業者においては、ほとんど影響がないという御説明でもありましたので、安心をしたところであります。

そこで、1点まず確認したいのは、先ほどの御説明の中で、この一般廃棄物処理有料化の手引きに記載があるという中で、自治体間の手数料に大きな差があると、廃棄物の区域内外への流入・流出が懸念されるという御説明があり、そういう背景もあつての改定だということでありましたが、今東大和市を含めた、小平市等は、極端に手数料が低いわけでありますが、そうするとこの東大和市から排出される事業系廃棄物に、他市からの排出された廃棄物が紛れるということが、現実的にあるということと考えていいのか、この点を確認させていただきたいと思えます。

それから、もう1点、冒頭、市民環境部長から御説明いただきました食品ロス削減のためのインターネットによる情報提供については、ぜひ実現をしていただきたいと思うわけでありますが、今回の手数料改定実施は来年4月ということですので、できればその来年4月に合わせて、向けて準備を進めていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） それでは、私のほうから1点目の自治体間での乖離がある場合の廃棄物の流入についてでございますが、現在、明確にそういった現状があるというような把握は出来ませんが、自治体間で手数料の額に大きな差がある場合には、高い自治体から低い自治体へ、廃棄物が流入する懸念はあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○市民環境部長（田村美砂君） すみません、答弁の前に、先ほどの御質疑の答弁の中で、私のほうで「食品ロスが進むような施策」と申し上げましたが、「食品ロス削減が進むような施策」の間違えでございますので、おわびして修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

先ほどのインターネットによる情報提供についてでございますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、他の自治体で導入事例が、そのようなものがございますので、今後、研究させていただきながら、導入の方法や、時期等も含めて、内容についても検討をしてみたいと考えております。また、様々なその他の減量施策につきましても、当市も含めまして、組合や組織市とも調整、連携などを図っていきたいと考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 何点かお伺いいたします。

何うに当たっては、私どものお考えというか、前提としましてですね、営利事業については、これは適切な負担を排出者に求めるというのは、これは致し方ないというか、当然の考え方というふうに理解をいたしますが、なりわいについては税外負担を含めて課税を求めないと、こういう観点から伺いますので、その旨を、お

含みいただいて個別に伺いたいというふうにするんですけども。

先ほど他の議員の御質疑の中では、対象事業者数ですとか、影響額についても伺ったのかなというふうに思ったんですが、そのところちょっと御答弁なかったように聞こえたものですから、もう1回確認をさせていただければと思います。これ排出量の変化みたいな想定もあるのかと思いますので、大体ということで結構かというふうに思います。

それから、あと毎年、東京市町村自治調査会のほうで、多摩地域ごみ実態調査というのが発表されてますけども、先月の29日になるかと思うんですが、2021年度統計、たしか発表されてたかと思います。この中で各自治体の事業系の持込みごみの処理手数料なんかもあったというふうにするんですが、この26市中で40円以上の市、また35円以下の市、それぞれ何市あるのかということを確認をさせていただきます。

それから、先ほどの御答弁の中では、今回は排出量、1回10キロ以上のところが対象となるということでしたが、答弁を聞きまして、じゃ今回は外れているけれども、10キロ未満の事業所については、これは今後、手数料を引き上げる、そういう流れがあるのかどうかということ、念のために確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○環境対策課長（梶川義夫君） 対象となる事業者でございますが、今回、対象となる事業者数は、排出事業者ということでございますが、約280者になるというふうに見込んでおります。小平・村山・大和衛生組合の持込みごみの搬入量、こちらは約2,500トンであるというふうに見込んでおります。こちらに関しましての影響額でございますが、ほとんどが事業系の一般廃棄物でありますことから、手数料を40円に改定した場合、今回ごみ1キロ当たり15円の増でございますので、その廃棄物の持込み処理手数料の増といたしましては、約3,750万円となるというふうに見込んでおります。失礼いたしました。

ただし、手数料を改定することによりまして、事業者の方のごみの排出抑制、それからリサイクルの推進によります減量化、これを見込んでおります。おおむね20%程度の減量化が図れるのではないかというふうに見込んでおります。その場合には、約1,800万円の増となるというふうに見込んでおります。

それから、多摩地域のごみ実態調査によります手数料の設定の自治体の数でございますが、40円以上の市は10市ございます。35円以下につきましては、12市というふうに把握しております。

それから、先ほど10キロ未満の方の事業者の方の少量排出、指定収集袋による排出をなさっている方の手数料につきましては、現在、引上げの予定はございません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） すみません、あと1点、伺いたいんですけども、先ほどの御答弁の中で、この対象となる事業所が、約280事業所ですね。ほとんどがチェーン店だということなんですけれども、チェーン店と一概に言っても、いろいろレベルがあるというふうにするんですけども、例えば1例で言うと、コンビニなんかでは、フランチャイズで、かなり個人商店に近いぐらいの小規模なものもあれば、大型のスーパーもあるかというふうにするんですけども、そういった、いわゆる零細の商店なんか、この中には含まれてくるものなんでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 280者の中で、コンビニですとか、そういったところまで、ちょっと今、資料はございませんが、おおむね多い業種といたしましては、先ほど御紹介した飲食業、それから小売店舗でございます。それから、医療や福祉関係といったところが目立つと考えております。もちろん許可業者と直接契約



している場合もありますし、また独自のそういったフランチャイズのお店については、独自のルートでごみのほうを回収なり何なりして、処理を専門で行っている可能性もございますので、その辺はいろいろあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 2点伺います。

衛生組合、3市での同一歩調を取っていくということで調整したということですが、私の認識では武蔵村山は38円だと思うんですけども、そこら辺、40円ということで、38円ではなく40円にしたという、そこら辺の経緯、1点伺います。

それから、もう一つ、今の質疑と関わってですけれども、対象事業所が280件ということでした。先ほど他の議員への答弁で、飲食業の中でも大半はチェーン店だというお話でしたけども、そうすると業種ごとにある程度、280店の対象というのが分かるのか、飲食業が何件あって、そのうちチェーン店が何件ということ伺いたいと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） まず同一歩調ということで、隣の武蔵村山市の38円の経緯でございますが、こちらは同一歩調を取る中で、武蔵村山市は本年10月から、ごみの有料化、家庭ごみ等も有料化をするということで、それに先んじて事業者の方に御負担いただくということで、先に改定をなさいました。

この38円の経緯でございますが、武蔵村山市は令和2年度の負担金等の数値を用いて算出しておりますので、38円としたということでございます。東大和と小平につきましては、東大和では令和3年の3月に審議会で諮問しましたが、令和3年度の負担金の数値から算出しますと、43円ということで、かなり上昇いたしますので、そこは3か年の平均を取ったということで、40円というふうにいたしました。武蔵村山市のほうでは、将来的には東大和市と小平のほうに近づけるということで確認をしております。

それから、事業所の詳細でございますが、今回、280者のうち、許可業者から報告書が上がってくる中で、1件1件ペーパーをめくって、これが飲食店かなということで拾ってみました。ですので、280の内訳が今現在、分かっているわけではございませんが、飲食店は約50か所ございました。比較的聞くと、すぐ分かるような、いろいろな場所にあるようなチェーン店のお店が多く占められていたというような状況でございます。

以上でございます。

50のうち、ちょっとカウントはしていないんですが、大体こう、ぱっと見ると、40件程度はチェーン店に入っているというふうに見て取れます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 大半というので、ちゃんと基礎になる資料、数字はね、踏まえて御答弁いただきたいというふうに思います。そうすると、対象事業所数280件のうち、チェーン店、飲食店のチェーン店は40件ということでもいいのか。確認します。

○環境対策課長（梶川義夫君） おおむね、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第50号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論いたします。

本議案は、事業系の持込みごみの処理手数料のキログラム当たりの単価を、来年4月より現行の25円から40円に引き上げるものです。今回の値上げは、近隣市との均衡を理由にしていますが、現在40円以上の市は10市、35円以下の市は、我が市と小平を除いても10市となっております。40円という額は、小平市と合意したというだけであり、26市で見れば必ずしも40円以上が大勢であるとも言えません。また、何よりも長期にわたるコロナ禍と、昨今の急激な物価高騰で疲弊する零細事業者は、新たな負担ではなく、支援を必要としているのであり、本年、第2回定例会では、これらの事業者向けに給付金を新設したばかりです。

この状況で、受益者負担を全額転嫁するのを当然として、もう片方の手で新たな負担増を押しつけるということに、政策的な合理性を見出せません。東京商工リサーチの8月24日付のレポートは、今後の経済見通しを次のように伝えています。負債1,000万円以上の新型コロナ関連の経営破綻が、全国で累計3,902件となっており、2年前の2倍に増加、引き続き高水準で推移しており、特に東京でのコロナ破綻の割合は、全国平均の2倍近くになっている。多くの企業で利用されたコロナ関連融資は、据置き期間が終了し、返済開始を迎える時期に差しかかっていますが、コロナ禍以前の水準にまで業績が回復せず、資材高や、物価高などの事業環境の悪化も重なり、返済原資を捻出できないケースが増加している。

この夏、本議会を前に我が党は、コロナ禍や物価高騰の影響が及んでいる市内外の零細事業者にも足を運び、業況の聞き取りを行いました。事業主1人、または家族で営業している零細事業者は、高齢者も多く、インボイス制度により、課税業者となることを選択することや、仕入れ物価の上昇など経営環境の変化もあり、いつ店を閉じるかを思案しているという店もありました。夫婦で営むある生花店では、以前は無料であったものが有料化をされ、現在で廃棄物処理費用に、年平均18万円ほどの負担が生じています。これは事業専従者、給料2か月分に相当する額になっていると言います。乾燥させて廃棄するなど、減量の努力も以前から行っています。

今回の値上げの影響がどの程度になって現れるかは、契約している収集運搬事業者との交渉となり、まだ確定していませんが、排出事業者か、収集運搬事業者かが、その負担をすることとなり、いずれにしてもさらなる所得の減少につながることはほぼ間違いありません。

以上のことから、本議案に反対をするものです。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第50号議案 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第19 第56号議案 市道路線の認定について

日程第20 第57号議案 市道路線の廃止について

○議長（関田正民君） 日程第19 第56号議案 市道路線の認定につきまして、日程第20 第57号議案 市道路線の廃止について、以上、2議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第56号議案 市道路線の認定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、桜が丘4丁目の宅地開発事業により築造されました道路が、市に寄附されましたので、道路法第8条第1項の規定に基づき、新たに市道路線として認定するものであります。

認定する路線は、市道第706号線で、起点が桜が丘4丁目323番1先、終点が桜が丘4丁目321番2先、幅員は5.00メートルで、延長は108.41メートルであります。

続きまして、第57号議案 市道路線の廃止につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市道に隣接する土地所有者から、市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請が提出され、市道として存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、市道第1034号線で、起点が狭山5丁目1052番3先、終点が狭山5丁目1030番1先、幅員は1.82メートルで、延長は29.99メートルであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上、2議案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

---

日程第21 第58号議案 湖南衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び湖南衛生組合規約

## の変更について

○議長（関田正民君） 日程第21 第58号議案 湖南衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び湖南衛生組合規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第58号議案 湖南衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び湖南衛生組合規約の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市、武蔵村山市の組織5市で構成され、その区域内のし尿を公共下水道に投入するための施設の共同運営を行っている湖南衛生組合に、立川市及び国分寺市が加入することに伴い、所要の改正を行うものであります。

湖南衛生組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、組合を組織する地方公共団体について定めた規定であります。立川市及び国分寺市を加えるものであります。

第5条第2項は、組合議会議員の定数について定めた規定であります。「10人」を「14人」に改めるものであります。

第9条第1項は、執行機関の組織を定めた規定であります。副管理者について「4人」を「6人」に改めるものであります。

最後に、附則ではありますが、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） 湖南衛生組合の構成市が2市増えるということだと思んですけども、この衛生組合への当市の負担金等は、搬入量の比率によって決まると思うんですが、この2市増えたことで当市の負担金等はどのように変化するのか、またそれ以外にも変化することがあったらお聞かせください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 2市が加わることによる負担金の影響等でございます。前提条件といたしまして、現在の当初予算と同規模ということで試算いたしますと、おおむね2割から3割の負担金の減が図れるというふうに見込んでいるということで、衛生組合のほうから伺っております。

また、影響でございますが、今回の加入に伴って、加入2市のほうから加入負担金をそれぞれ頂くこととなりますので、そういったところは一応、施設整備基金のほうに積むということで、またそういったところに財源が少し膨らむということでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第58号議案 湖南衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び湖南衛生組合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第22 第51号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第4号）

○議長（関田正民君） 日程第22 第51号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第51号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和4年度の予算執行も期間半ばに差しかかっておりますが、歳入におきましては、令和3年度の決算剰余金や、令和4年度の普通交付税等の交付額が決定し、歳出におきましては、高校生等医療費助成事業に係る経費、キャッシュレス決済による消費活性化事業に係る経費、魅力ある公園遊具の設置に係る経費、駅前広場の修景施設の設置に係る経費、市民会館や学校施設の老朽化対策に係る経費、そして決算剰余金等を基金に積み立てるための予算の計上など、歳入歳出予算の補正が必要になりました。

また、これらに加えて、債務負担行為の追加及び地方債の変更が必要になりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34億4,841万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ377億3,924万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第10款の地方特例交付金は2,056万2,000円の増額で、令和4年度の交付額の決定に伴う増額であります。

第11款の地方交付税は6億9,176万6,000円の増額で、令和4年度の交付額の決定に伴い、普通交付税を増額するものであります。

第15款の国庫支出金は5,038万7,000円の増額で、学校施設環境改善交付金の計上等であります。

第16款の都支出金は1億5,456万2,000円の増額で、東京都生活応援事業事業費補助金の計上等によるものであります。

第19款の繰入金は3億8,669万9,000円の増額で、基金繰入金の増額及び令和3年度の精算に伴います特別会計繰入金の計上によるものであります。

第20款の繰越金は27億1,238万4,000円の増額で、令和3年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第21款の諸収入は986万3,000円の増額で、地域環境力活性化事業補助金の増額や、令和3年度の精算に伴います過年度の国庫負担金の計上等であります。

第22款の市債は5億7,781万3,000円の減額で、市民体育館屋上防水及び外壁改修事業債及び臨時財政対策債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は9億1,000万5,000円の増額で、市民会館運営費及び各市民センター管理費の増額や令和3年度の精算に伴います福祉関係返還金の計上等であります。

第3款の民生費は1,022万6,000円の増額で、高校生等医療費助成事業費の計上や、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は2,360万8,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額等であります。

第7款の商工費は1億1,182万2,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。

第8款の土木費は1億4,430万9,000円の増額で、駅前広場管理費や、公園・緑地管理費の増額等であります。

第9款の消防費は872万8,000円の増額で、災害対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は1億8,285万9,000円の増額で、小・中学校の運営費及び環境整備事業費の増額等であります。

第12款の諸支出金は20億5,685万3,000円の増額で、基金積立金原資分の増額であります。決算剰余金の2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立て、その他、公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

1つ目は、奈良橋市民センター屋内消火栓設備改修工事で、期間につきましては令和5年度とし、限度額は438万7,000円であります。

2つ目は、市民プールろ過装置改修工事で、期間につきましては、令和5年度とし、限度額は488万6,000円

であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表地方債補正で、1の変更であります。

1つ目は、市民体育館屋上防水及び外壁改修事業で、対象事業について、国庫補助金を確保できたことに伴い、限度額を5,100万円から3,440万円に変更するものであります。

2つ目は、臨時財政対策で、令和4年度の発行可能額の確定に伴い、限度額を10億円から4億3,878万7,000円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時28分 休憩

---

午前11時32分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

10款地方特例交付金、1項、1目、1節、地方特例交付金は2,056万2,000円の増額であります。

令和4年度の交付額の決定に伴い増額するものであります。

9ページをお開きください。

11款地方交付税、1項、1目、1節、地方交付税は6億9,176万6,000円の増額であります。

令和4年度の普通交付税の交付額が28億9,176万6,000円に決定しましたので、当初予算との差額について増額するものであります。

11ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金は5,038万7,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金は1,216万3,000円の増額であります。

1節総務管理費補助金は648万3,000円の増額ですが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額で、戸籍事務へのマイナンバーカード制度導入に係るものであります。

3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、568万円の増額ですが、令和3年度の国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定した額について、交付限度額が示されたものであります。

2目民生費国庫補助金は796万7,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は85万6,000円の増額ですが、地域生活支援事業費補助金の増額で、障害者福祉システムの修正に係るものであります。

2節児童福祉費補助金は880万3,000円の増額であります。

子育て支援課の子ども・子育て支援交付金は285万3,000円の増額で、保育施設等におけるマスク等の購入に対する補助に係るものであります。

保育課の保育対策総合支援事業費補助金は595万円の増額で、保育施設等への新型コロナウイルス感染症対策用備品等の購入に対する補助に係るものであります。

3節生活保護費補助金は169万2,000円の減額であります、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の減額で、都補助金との歳入予算の組替えによるものであります。

5目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金は、54万円の増額であります、社会資本整備総合交付金の増額で、市営住宅の解体に係るものであります。

7目教育費国庫補助金は2,971万7,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は432万5,000円の増額、3節中学校費補助金は210万円の増額であります、いずれも学校保健特別対策事業費補助金の計上で、小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策事業に係るものであります。

6節保健体育費補助金は2,329万2,000円の増額であります、市民体育館屋上防水及び外壁改修工事に係る学校施設環境改善交付金の計上であります。

13ページをお開きください。

16款都支出金、2項都補助金は1億5,456万2,000円の増額であります。

2目民生費都補助金は1,098万1,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は75万7,000円の増額であります。

地域福祉推進包括補助事業補助金は450万円の減額、受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営事業補助金は450万円の計上でありますが、歳入予算の組替えによるものであります。

ひきこもり支援体制構築加速化事業補助金は75万7,000円の計上でありますが、新たに取り組みます、ひきこもり支援体制構築事業に係るものであります。

2節児童福祉費補助金は853万2,000円の増額であります。

子育て支援課の高校生等医療費助成事業補助金は556万8,000円の計上で、令和5年度から開始予定の高校生等医療費助成事業の準備経費に係るものであります。

子供・子育て支援交付金は256万2,000円の増額で、保育施設等におけるマスク等の購入に対する補助に係るものであります。

保育課の保育従事職員等処遇改善事業補助金は40万2,000円の計上で、病児・病後児保育事業の保育従事職員等の処遇改善に係るものであります。

3節生活保護費補助金は169万2,000円の増額であります、保護決定等体制強化事業補助金の増額で、国庫補助金との歳入予算の組替えによるものであります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は1,875万1,000円の増額であります。

医療保健政策包括補助事業補助金は77万7,000円の増額で、緊急医療救護所である東大和病院附属セントラルクリニックで必要となる運営備品購入に係るものであります。

区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金は1,769万4,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者支援事業に係るものであります。

手洗い場の設置等支援事業補助金は28万円の計上で、蔵敷公民館の手洗い場の自動水栓化に係るものであり



ます。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は7,254万2,000円の増額であります。

東京都生活応援事業事務費補助金は200万円の計上、東京都生活応援事業事業費補助金は6,704万2,000円の計上ですが、いずれも消費活性化事業に係るものであります。

アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業費補助金は350万円の計上ですが、東大和市駅前広場の修景に係るものであります。

6目土木費都補助金、2節都市計画費補助金は3,184万円の増額であります。

土木公園課の公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業補助金は3,000万円の計上で、桜が丘中央公園に設置する多摩産材を利用した木製遊具等に係るものであります。道路交通課の持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金は184万円の計上で、芋窪地域におけるコミュニティタクシーの試行運行事業に係るものであります。

15ページをお開きください。

8目教育費都補助金は2,044万8,000円の増額であります。

1節教育総務費補助金は1,579万8,000円の増額ですが、東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金の計上で、ICT支援員の配置に係るものであります。

3節中学校費補助金は390万円の増額ですが、中学校の部活動における外部指導者配置支援事業補助金の計上であります。

6節幼稚園費補助金は75万円の増額ですが、私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の計上で、私立幼稚園への新型コロナウイルス感染症対策用備品等の購入に対する補助に係るものであります。

17ページをお開きください。

19款繰入金は3億8,669万9,000円の増額であります。

1項基金繰入金、1目、1節、財政調整基金繰入金は2億4,359万7,000円の増額ですが、補正予算(第4号)の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを増額するものであります。

2項特別会計繰入金は1億4,310万2,000円の計上であります。

1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は3,697万3,000円の計上、3目1節介護保険事業特別会計繰入金は7,515万5,000円の計上、4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は3,088万8,000円の計上、5目1節土地区画整理事業特別会計繰入金は8万6,000円の計上ですが、いずれも令和3年度の精算に伴うものでございます。

19ページをお開きください。

20款繰越金、1項、1目、1節繰越金は27億1,238万4,000円の増額であります。

令和3年度の決算剰余金の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。

21ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入は986万3,000円の増額であります。

1目1節雑入は404万2,000円の増額であります。

防災安全課の資源物売却収入は3万3,000円の計上で、防災備蓄毛布の更新に伴う毛布の売却に係るものであります。

環境対策課の地域環境力活性化事業補助金は400万9,000円の増額で、上仲原公園の園路の遮熱対応舗装等に

係る東京都環境公社からの補助金であります。

4目過年度収入は582万1,000円の増額であります。

1節国庫負担金は509万1,000円の増額、3節都負担金は73万円の増額であります。いずれも令和3年度の精算に伴います過年度収入であります。

23ページをお開きください。

22款1項市債は5億7,781万3,000円の減額であります。

6目教育債、4節保健体育債は1,660万円の減額であります。国庫補助採択に伴い、市民体育館屋上防水及び外壁改修事業債を減額するものであります。

9目1節臨時財政対策債は5億6,121万3,000円の減額であります。令和4年度の発行可能額の確定に伴い減額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は34億4,841万円の増額で、補正後の予算額は377億3,924万8,000円となるものであります。

25ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費は9億1,000万5,000円の増額であります。

2目文書費、1の文書事務費は75万9,000円の増額であります。ファイリングキャビネット購入費の計上であります。

6目財産管理費、1の庁舎管理費は250万円の増額であります。老朽化に伴います現業棟車庫シャッター改修工事費の計上であります。

7目企画費、5の公共施設等マネジメント事業費は110万円の増額であります。公共施設等総合管理計画改定支援業務委託料の計上であります。

9目公安費、2の交通安全推進事業費は28万6,000円の増額であります。第五中学校で交通安全教室を実施することに伴う委託料の増額であります。

10目電算管理費、1の情報管理システム管理・運営事業費は、306万9,000円の増額であります。東京都が構築しているセキュリティクラウドの更新に伴う電算機器設定等委託料及び市民税等の納付書へのQRコード記載に係る基幹系システム等修正委託料の増額等であります。

27ページをお開きください。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は、754万4,000円の増額であります。老朽化に伴います受水槽付給水ポンプ改修工事費及び駐車場車路管制設備更新工事費の計上であります。

13目市民センター費は1,829万9,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費は280万円の増額であります。老朽化に伴います屋内消火栓設備改修工事費の計上であります。

7の南街市民センター管理費は672万8,000円の増額であります。だれでもトイレの便器修繕に係る施設修繕料の増額と、空調及び照明設備更新工事実施設計委託料の計上であります。

8の桜が丘市民センター管理費は824万6,000円の増額であります。空調及び照明設備更新工事実施設計委託料の計上であります。

29ページをお開きください。

10の向原市民センター管理費は26万2,000円の増額であります、児童館及び集会室の壁の修繕に係る施設修繕料の増額であります。

12の新堀地区会館管理費は26万3,000円の増額であります、排煙窓の修繕に係る施設修繕料の増額であります。

15目諸費は8億7,644万8,000円の増額であります。

1の市税過誤納還付金等は700万円の増額であります、今後の還付金等の見込みによるものであります。

3の福祉関係返還金から、31ページをお開きください。

14の衛生関係返還金までは、令和3年度の精算に伴う国や東京都などへの返還金であります、10課分の合計で、8億6,944万8,000円の計上であります。

33ページをお開きください。

3款民生費は1,022万6,000円の増額であります。

1項社会福祉費は1,690万7,000円の減額であります。

1目社会福祉総務費は1,979万8,000円の減額であります。

4の後期高齢者医療特別会計繰出金は2,080万8,000円の減額であります、今回の後期高齢者医療特別会計の補正予算に伴うもので、療養給付費繰出金の減額等であります。

21のひきこもり支援体制構築事業費は101万円の計上ですが、ひきこもりの支援体制構築に係る講演会の開催経費等を計上するものであります。

2目社会福祉施設費、2の老人集会所管理費は、117万7,000円の増額ですが、芋窪老人集会所のフェンス改修等工事費の計上であります。

4目障害者福祉費、1の障害福祉管理事務費は171万4,000円の増額ですが、令和5年度から障害福祉サービスデータベースが本格運用されることに伴う障害者福祉システム修正委託料の計上であります。

35ページをお開きください。

2項児童福祉費は、2,713万3,000円の増額であります。1目児童福祉総務費、11の高校生等医療費助成事業費は、556万8,000円の計上ですが、令和5年度から開始する高校生等医療費助成事業の準備経費を計上するものであります。

2目児童措置費は1,920万3,000円の増額であります。

9の保育士確保支援事業費は40万3,000円の増額ですが、病児・病後児保育事業の保育従事職員等の処遇改善に係る保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の増額であります。

10の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,880万円の計上ですが、民間保育園等に対する新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の計上であります。

37ページをお開きください。

3目市立保育園費は84万6,000円の増額であります。

2の狭山保育園運営費は34万2,000円の増額ですが、不審者対策のための防犯カメラの設置に係る経費の計上であります。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は、50万4,000円の計上ですが、感染症対策に係る消耗品費の計上であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は、151万6,000円の増額ですが、自動ドア及びフェンスの

老朽化に伴う施設修繕料の増額であります。

39ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費は2,360万8,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は229万7,000円の増額であります。

2の保健事業費は171万6,000円の増額であります。災害時における緊急医療救護所に必要となる備品購入費の計上であります。

3の母子保健事業費は58万1,000円の増額であります。カラーレーザープリンタ購入費の計上等であります。

2目予防費は1,785万9,000円の増額であります。

2の狂犬病予防事業費は16万5,000円の増額であります。飼い犬に対するマイクロチップ装着等の義務化に伴う犬の登録管理システム修正委託料の計上であります。

4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,769万4,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等への食料等の支援に係る経費の増額であります。

3目保健センター費、1の保健センター運営費は134万8,000円の増額であります。原油価格高騰等に伴う光熱水費の増額であります。

41ページをお開きください。

5目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は8万5,000円の増額であります。感染症の抗原検査の開始等に伴う医療廃棄物処分委託料の増額であります。

6目環境衛生費、1の害虫等駆除事業費は50万円の増額であります。相談件数の増に伴うアライグマ・ハクビシン防除等委託料の増額であります。

7目環境保全費、7の生物多様性保全事業費は151万9,000円の計上であります。二ツ池の水質改善及び外来種の防除実施に係る生物自然再生調査等委託料の計上であります。

43ページをお開きください。

7款、1項、商工費、2目商工振興費、5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1億1,182万2,000円の増額であります。キャッシュレス決済による消費活性化事業委託料の増額であります。

45ページをお開きください。

8款土木費は1億4,430万9,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費は1,601万9,000円の増額であります。

1目道路維持費は1,050万円の増額であります。

4の道路補修事業費は500万円の増額であります。舗装補修箇所が増に伴う道路補修費の増額であります。

6の駅前広場管理費は550万円の増額であります。東大和市駅前広場の修景に伴う駅前広場維持補修工事費の増額であります。

2目道路新設改良費は551万9,000円の増額であります。

1の市内道路改良事業費は500万円の増額で、市道第514号線に係る市道舗装補修及び道路改良工事費等の増額であります。

2の道路角切買収事業費は51万9,000円の増額であります。角切用地の購入に伴う用地買収費の増額であります。

3項都市計画費は1億2,445万6,000円の増額であります。

3目公園費、1の公園・緑地管理費は1億2,450万円の増額であります。

主に、特色ある公園整備方針に基づく整備として、上仲原公園に幼児用の遊具等を整備するための公園等整備事務委託料の増額、狭山緑地のフィールドアスレチックへの新たな遊具設置等に係る測量等委託料の計上、桜が丘中央公園に多摩産材を使用した魅力ある遊具を設置するための木製遊具等設置工事費の増額などであり

ます。

47ページをお開きください。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は、4万4,000円の減額であります。今回の土地区画整理事業特別会計の補正予算に伴うものであります。

4項住宅費、1目住宅管理費、1の市営住宅管理費は383万4,000円の増額であります。市営住宅解体工事費の増額であります。

49ページをお開きください。

9款、1項消防費、4目災害対策費、1の災害対策事業費は872万8,000円の増額であります。防災備蓄毛布の更新に係る消耗品費及び令和4年度中に使用期限が到来する災害用救急医療資器材等の入替えに係る医薬材料費の計上であります。

51ページをお開きください。

10款教育費は1億8,285万9,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は69万6,000円の増額であります。

11の学校行事・部活動等運営支援事業費は、事業の実施方法変更に伴う歳出予算の組替えによるものであります。

14の情報教育推進事業費は69万6,000円の増額であります。学校給食センターに校務用パソコンを新規配置するための経費であります。

2項小学校費は5,466万8,000円の増額であります。

1目学校管理費は5,452万1,000円の増額であります。

1の小学校運営費は694万9,000円の増額であります。老朽化等に伴う施設修繕料及び備品修繕料の増額であります。

2の小学校環境整備事業費は3,892万2,000円の増額であります。第一小学校及び第十小学校のトイレ改修工事費、第二小学校音楽室空調設備更新工事費の計上であります。

53ページをお開きください。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は865万円の計上であります。小学校における感染症対策に係る消耗品費及び備品購入費の計上であります。

2目教育振興費、1の小学校就学援助事業費は14万7,000円の増額であります。新入学学用品費の差額支給等に係る郵便料の増額であります。

3項中学校費、1目学校管理費は9,347万4,000円の増額であります。

1の中学校運営費は209万4,000円の増額であります。老朽化等に伴う施設修繕料の増額であります。

2の中学校環境整備事業費は8,718万円の増額であります。第一中学校及び第二中学校のトイレ改修工事費、第二中学校イングリッシュルーム空調設備更新工事費、第四中学校体育館床改修工事費の計上であります。

3の新型コロナウイルス感染症対策事業費は420万円の計上ですが、中学校における感染症対策に係る消耗品費及び備品購入費の計上であります。

55ページをお開きください。

4項社会教育費は760万6,000円の増額であります。

2目公民館費、4の蔵敷公民館事業費は28万1,000円の増額であります。水道蛇口自動水栓化工事費の計上であります。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は460万6,000円の増額であります。原油価格高騰等に伴う光熱水費の増額及び故障に伴う排煙窓改修工事費の計上であります。

4目郷土博物館費、1の郷土博物館管理費は271万9,000円の増額であります。庁用自動車の故障に伴う自動車購入費の計上等であります。

5項保健体育費は2,491万5,000円の増額であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は2,469万5,000円の増額であります。市民体育館駐車場及び敷地内の樹木剪定委託料の増額、非常用照明器具等更新工事費、市民体育館駐車場改修工事費、来年度の開設に向けた市民プールろ過装置改修工事費の計上であります。

57ページをお開きください。

3目学校給食費、2の学校給食センター運営費は22万円の増額であります。老朽化に伴う洗濯機購入費の計上であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費、4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は150万円の増額であります。私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の計上であります。

59ページをお開きください。

12款諸支出金、1項、1目基金費、1の基金積立金（原資分）は20億5,685万3,000円の増額であります。

財政調整基金は14億5,619万3,000円の計上ですが、令和3年度の決算剰余金の確定に伴いまして、その2分の1に相当する額を積み立てるものであります。

公共施設等整備基金は6億66万円の計上ですが、今後の公共施設等の老朽化対策や更新に備えるため、決算剰余金の一部を積み立てるものであります。この積立額には、令和3年度の都市計画税の使途剰余金分として2億5,066万円が含まれているものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は、34億4,841万円の増額で、補正後の予算額は377億3,924万8,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、補正予算書、民生費の33、34ページ、ひきこもり支援体制構築の事業費についてでありますけれども、これについては講演会等の経費ということでしたけれども、ほかにまたないのか、具体的な内容についてお問い合わせをいたします。

続きまして、予算書、40ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費ですけれども、消耗品の増額について、自宅療養者への支援ということですが、これに関して6月の補正予算で食料、また生活用品を計上しましたけれども、これは不足なのか、また今回の感染拡大の状況を見据えて増額したものなのか、お問い合わせをしたいと思います。

続きまして、予算書、52ページ、54ページ、補正予算、52ページ、54ページの小学校環境整備事業費、第一小学校及び第十小学校のトイレの改修工事費の詳細について、また54ページの中学校環境整備事業費の第一中学校及び第二中学校トイレの改修工事の詳細について、お問い合わせをしたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書、34ページ、ひきこもり支援体制構築事業費についてでございますが、補助率4分の3の国から東京都経由で交付予定の補助金を活用いたしまして、講演会等を開催するための報償費及びポスターやチラシの印刷製本費、さらに社会福祉協議会における家族会支援と、勉強会などの活動についての対象経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 補正予算書40ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。こちらのほう消耗品費としまして、1,500万円ほど計上させていただきました。こちらにつきましては、6月補正から、またここに来まして第7波ということで、感染拡大がございました。その関係で、自宅療養者の方に対する手厚い保障ということで、食料品等の配付をさせていただいてございますが、配付の数が多くなってございます。ここで一番多かったのが、155個ということで多い状況が見受けられましたので、今回補正をさせていただいて、9月からの対策についても、こちらのほう活用させていただきたいというふうに考えてございまして、補正のほうさせていただきました。

以上でございます。

○建築課長（中橋 健君） 補正予算書、52ページ、小学校環境整備事業費及び54ページの中学校環境整備事業費の小学校及び中学校トイレの改修工事費、4件につきまして申し上げます。

初めに、工事の内容であります。第一小学校、第一中学校、第二中学校の3校につきましては、トイレの配水管の老朽化により、管内部のさびが進行いたしまして、汚水の流れが滞る要因となっておりますことから、管の取替えを予定しております。

第十小学校につきましては、1階トイレの下にある地下配管ピット内で、管の劣化が進行し、漏水が発見されましたことから、1階のトイレの管につきましては取替えを予定しております。

そのほか4校全てでございますが、管の取替えと併せて小便器の交換、それから洗浄機能付の洋式便器への交換、また床の乾式化等も行いまして、トイレの環境改善を図る計画であります。

また、第二中学校につきましては、トイレブースの劣化が進行しておりますことから、これも併せて更新を計画しております。

次に、洋式化につきまして申し上げます。

今回の工事におきましては、職員用トイレも含まれますが、4校全てで約60基を和式便器から洋式便器へ交換をすることを想定しております。現在の洋式化率は全体で56%であります。この工事をいたしますと、改修

後は約62%になると試算しているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、2点、再質をさせていただきます。

民生費の33ページ、34ページのひきこもり支援体制の構築の事業費ですけれども、この講演会については、実施時期とか、現段階内容等が分かればお伺いをしたいと思います。

続いて、教育費の52ページ、54ページのトイレの改修工事ですけれども、これ工事の事業、予定はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書、34ページのひきこもり支援体制構築事業費について、講演会の時期ということでございますが、予定しておりますのは3月の中旬以降を予定してございます。内容につきましては、ひきこもりの体験者の方に体験談を語っていただくというような内容で行おうというふうに考えております。ちょっとその他の企画については、今検討中でございます。

以上でございます。

○建築課長（中橋 健君） 補正予算書、52ページの小学校環境整備事業費及び54ページの中学校環境整備事業費の小・中学校トイレの改修工事の件でございますが、こちらのスケジュールにつきましては、現在、工程のほうを、予定のほうは計画しているところでございますが、基本的には冬休みをメインに、3月末までをめぐりに完了させていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、2点、質疑をさせていただきます。

補正予算書の42ページ、生物多様性保全事業費の二ツ池生物自然再生調査等委託料、また46ページの公園・緑地管理費にも関連するかというふうに思いますけれども、過去の私の一般質問において、二ツ池の水質改善や、かいぼりの提案をさせていただきましたけれども、このたび様々な調査などを実施していただけるということで、とても楽しみにしております。事業の詳細と、今後の展開についてお伺いをさせていただきます。

次に、補正予算書の44ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の消費活性化事業委託料でございますけれども、都議会公明党の主張で、キャッシュレスによるポイント還元などの取組を行う、区市町村を支援するための補正予算が6月に成立いたしました。その財源を活用して、9回目となるPay P a yのポイント還元事業を実施することとさせていただきますけれども、事業の詳細についてお伺いをいたします。

以上です。

○環境対策課長（梶川義夫君） 補正予算書、42ページ、生物多様性保全事業の関係で、二ツ池の保全事業の内容と今後の展開ということで、私のほうから、まず二ツ池に関するものとして、お答えさせていただきます。

二ツ池は、昭和53年に供用開始された公園内の二ツ池ということでございますが、現状は外来生物や外来植物が数多く生息しておりまして、在来の生態系が大きくゆがめられているというふうに認識しております。二ツ池は農業用かん水であったため池であるため、かいぼり等で環境を整備すれば、数十年前当時の生物や植物の復活が大いに見込めると。そういうことから、生物多様性のポテンシャルが高い場所であるということと考えております。これについては、東京都のほうも関心を示しているところでございます。

今年度、この事業につきましては、東京都の補助メニューの拡充に伴いまして、補助対象となったことから、今後、二ツ池の生物多様性を中心とした保全事業を行っていききたいというふうに考えております。現在の生物等を把握するために、池内の植生の整理や、生物調査を行っていくものでございます。



今年度につきましては、二ツ池の現状を正確に把握するための生物調査、それから有識者ヒアリング、自然再生の取組のための計画作成、それから普及啓発の実施などがございます。

今年度の調査を行いまして計画策定をした後は、予算編成の過程における調整等も必要でございますが、令和5年度に向けましては、自然環境現地調査、それからかいぼりの実施、また引き続き普及啓発の実施、こういったことを行いたいというふうに考えております。この過程では、住民の方の参加も検討してまいりたいと思っております。

令和6年度以降につきましては、モニタリングや、引き続き外来生物の駆除等の維持管理、普及啓発等を行ってまいりたいというような展開を見込んでおります。

以上でございます。

○**土木公園課長（寺島由紀夫君）** 補正予算書、46ページの一番下のほうにあります、公園・緑地管理費の委託料の1点目のところの公園等維持管理委託料増額の100万円という部分でございます。こちらは、先ほど環境対策課長から話がありましたように二ツ池の公園の関係でございます。こちらの公園の調査を実施する前段といたしまして、現在、二ツ池内に繁殖してございますスイレンなどの植生処理をするための費用でございます。この費用でございますが、地域環境力活性化事業補助金で対応するものでございます。

以上でございます。

○**産業振興課長（佐伯芳幸君）** 補正予算書、44ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費におけます消費活性化事業委託料につきまして、御質問をいただきました。

こちらの概要につきましては、市内飲食店をはじめとする市内事業者において、新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げの低迷が続いている中で、事業継続、回復のためには消費活性化が必要な状況にあると考えております。

本事業は、市内の飲食店や小売店等で、買物やサービスを受けた方に対して、支払い額の30%を還元するキャンペーンを実施することで、市内の消費を増やすことを目的としております。

条件につきましては、付与条件は、月6,000円、1回当たりの付与上限額は3,000円としております。実施時期につきましては、冬季キャンペーンということですので、令和4年12月以降ということで考えております。実施月については、現在、東大和市商工会において、令和4年4月に第7回の実施をいたしました際に、参加した事業者の方々へアンケートを行っており、その結果を踏まえて、今月行われます理事会等で検討した結果を踏まえて、市のほうは参考に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** それでは、幾つか質疑させていただきます。

まず、補正予算書、36ページ、高校生等医療費助成事業費につきまして、まず会計年度任用職員の報酬が掲載されていますけれども、この業務内容と人数についてお聞かせください。

続きまして、基幹系システムの修正等委託料とありますが、どのようなシステム改修になるのか、またこのシステム改修に当たり、この事業の対象人数、また所得などの条件、中学生などの義務教育対象者の助成との違い等、この事業の概要についてお聞かせください。

続きまして、補正予算書、40ページの保健衛生費、予防費の狂犬病予防事業費におきまして、犬の登録管理システム修正委託料が載っておりますけれども、この件について、事業の詳細について伺いたいと思います。これは改正動物愛護管理法の法律が改正されたことによるシステムだと思うんですけれども、このシステム、

この法律には、猫についても書かれていると思いますが、市の業務とはどのような関係があるのかお聞かせください。

続きまして、補正予算書、46ページの駅前広場管理費のこの事業の詳細についてお聞かせいただきたいと思っております。

同じく46ページ、公園・緑地管理費で1億2,450万円と大きな、この金額の予算になっております。先ほど説明もございましたけれども、この予算に対します事業の詳細をもう少し詳しく教えていただければと思います。

以上です。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書、36ページ、高校生等医療費助成事業費でございますが、会計年度任用職員の業務内容と人数につきましては、人数については2名を予定しており、業務内容としましては、対象者の抽出作業や、申請書の受付確認、通知文等の送付作業、あと窓口対応等を行っていただく予定でございます。

続きまして、基幹系システム修正等委託の件でございますが、基幹系システムを修正し、本事業に関わる機能の追加を行うものでございます。資格管理、現金給付管理、医療証出力、帳票出力等、他の医療費助成と同様の機能を予定しております。これに合わせまして、今回の高校生による助成事業の対象児童数は2,500人程度と見込んでおります。児童手当に準拠した所得制限を設け、保険診療分について自己負担200円を除いて助成するもので、対象となる年齢以外は、義務教育就学児医療費助成制度と同様となっております。

以上です。

○環境対策課長（梶川義夫君） 補正予算書、40ページ、犬の登録管理システムのシステム修正内容と、またその猫との関係ということで、業務との関係ということで御質疑いただきました。

まず、1点目のシステムの内容でございますが、こちらは狂犬病予防法の関係でございますが、この法に基づいて飼い主は、犬の所在地の市町村に犬の登録を届け出なくてはならないことになっております。今回の補正で計上させていただきましたのは、この情報を適切に管理するためのシステム修正となっております。

背景といたしましては、先ほど御質疑の中で出ましたが、動物の愛護及び管理に関する法律、こちらが改正されたことに伴いまして、狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例、いわゆるワンストップサービスでございますが、こちらは令和4年6月1日から開始されました。改正内容といたしましては、ペットショップやブリーダーさんといった販売業者の方が、犬に対しましてマイクロチップを装着いたしまして、環境省のマイクロチップ登録サイトに登録することで、狂犬病予防法に基づく犬の登録をしたとみなすという特例でございます。

これによりまして、従来の環境課の窓口で、鑑札を発行していたものが、ワンストップサービスに参加した自治体については、環境省のデータベースから市に登録情報が届くこととなります。市ではこれを活用しまして、狂犬病の予防接種の適正管理を行うものでございます。

今回の法改正に伴いまして、データの有効活用を図る上で、現状の市のシステムでは、取得するデータを正しくシステムに反映することができないという困難でございますので、適切な管理をするために、システム修正を行うというものでございます。

それから、猫はどうなるのかということでございますが、今回のシステム改修の対象は、狂犬病予防法に基づく特例措置でございますので、猫は対象とはなりません。ただし、先ほど質疑の中でも出ましたが、猫もマイクロチップの装着は義務化となります。

その活用方法でございますが、例えば警察あるいは動物愛護センターで猫を拾得された場合に、警察等ではマイクロチップの読み取り機を管理しております。それを使いまして、マイクロチップに登録されている番号を取得していただきまして、その情報を基に環境省のデータベース、こちらを検索して、飼い主の情報が分かります。その情報を用いまして、例えば飼い主に連絡をしてあげるといったような手続が考えられます。これは犬についても同様でございます。こうしたような状況ということで認識しております。

以上でございます。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 補正予算書、46ページ、駅前広場管理費の駅前広場維持補修工事費550万円の増額を計上させていただいております。

この補正理由でございますが、東大和市駅前についてでございます。こちらの駅前広場の噴水があった島の部分については、噴水機能を撤去し、既存の樹木を伐採し、桜を植樹するなどの整備、また花壇の設置などを行いまして、市の玄関口、顔づくりとしまして、駅前広場を緑と花等による修景施設として整備してまいりました。

今回の整備内容についてでございますが、噴水があった島の部分の花壇の中心部分の高くなっている箇所ですね、そちらのほうに第三次基本構想で掲げております、東大和市の将来の都市像である「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」と、「東京ゆったり日和東やまと」という文言を表示した看板を設置しまして、その一部や周辺に市のキャラクターでございます、うまべえのモニュメントを取り入れる整備を実施することとしてございます。

整備内容に、うまべえを取り入れることによりまして、東京都の補助金でございますアニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業費補助金、こちら歳入の14ページ載っておりますが、こちらのほうの補助金を活用できることから、この補助金を活用し、市の玄関口としてふさわしい広場として整備するものでございます。

続きまして、補正予算書、46ページ、公園・緑地管理費の詳細ということでございます。

全部で5点ございますので、少し長くなりますが、まず1点目です。

1点目は、先ほど申し上げました公園等維持管理委託料で、二ツ池の植生の処理の関係でございます。

2点目でございますが、委託料の公園等整備事務委託料5,350万円を増額の補正として計上させていただきました。こちらにつきましては、本委託費は、公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の更新、改修の設計及び工事を公益財団法人東京都都市づくり公社に事務委託している事業でございます。令和4年度につきましては、高木公園、上仲原公園の遊具更新を中心に改修工事を実施することになってございます。設計を進めていく中で、上仲原公園の遊具エリアの雨水対策による園路等の地盤の再整備が必要になったことと、子育て世代を中心とした市民への利用価値がより高まるよう、大型の複合遊具を設置することとしたため、補正計上したものでございます。また、新たな園路も築造し、暑さ対策として遮熱性舗装として整備するものでございます。こちらについては、地域環境力活性化事業補助金を活用いたします。

次、3点目でございます。12の委託料のフィールドアスレチック測量等委託料でございます。こちら660万円を計上させていただいております。こちらは新規に計上した事業でございますが、狭山緑地の関係でございます。狭山緑地につきましては、現在、利用する市民等の誘客を増やす取組を検討しているところでございまして、その改修工事のために、立川都市計画緑地事業の事業認可を取得し、都市計画税を活用していくことを前提としまして、ローラースライダー等の遊具の設置を検討しているところでございます。今回の補正予算は、その前段となります現地の現況測量や地質調査を行うための費用でございます。

続きまして、工事請負費の公園等維持補修工事費でございます。こちら1,000万円の増額として計上させていただきます。こちらについては、公園施設老朽化等の対策として計上している維持補修工事費でございます。維持補修工事費の不足が見込まれることから計上したものでございまして、一般の補修等に係る経費でございます。主なものとしましては、上仲原公園と第六小学校の西側に移設する緑道ですね、そちらのガードパイプの更新費用等がございます。

最後となりますが、工事請負費の木製遊具等設置工事費5,340万円の増額補正として計上させていただいております。この事業、桜が丘中央公園に国産材を使用した木製遊具等を設置する工事でございます。森林環境譲与税を活用した事業として、当初予算で計上したものでございます。桜が丘中央公園は、都立東大和南公園と隣接している公園で、数多くの利用者が見込めるというメリットがある公園ということで考えてございます。今回、遊具の設置を検討していく中で、森林環境譲与税を活用していくほか、東京都の補助金でございます公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業補助金を活用することにより、遊具のグレードを上げるとともに、変電所を連想させる飛行機をモチーフとした木製複合遊具を設置するなど、子育て世代を中心とした市民への利用価値の高い公園を提供できるよう整備するもので、そのための工事費の増額でございます。

以上でございますが、上仲原公園の遊具と桜が丘中央公園の木製遊具は、大型の遊具を設置するものでございまして、子育て日本一を掲げる中で、担当課としましても大いに期待しているところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

まず、補正予算書、36ページの高校生等医療費助成事業につきましては、今御説明いただきました。当然、厚生文教委員会にもかかっている件でございますが、ちょっとだけ、所得制限について義務教育対象者と一緒だということですが、高校生になると、高校生だったり、高校生でなかったり、またアルバイトしてたりとか、義務教育のときは生徒さんの環境が変わっていくという中で、この辺の条件が違うのではないかなと思うんですけども、その辺どのように想定しているかということを知りたいのと、あと所得制限について、もしこれを高校生の皆さん、所得制限をかけないで助成した場合にどれぐらいの財源が必要なのか、またこの自己負担200円をなくした場合にどれぐらいの財源が必要なのか、試算しているようだったら教えていただきたいですし、義務教育の方たちの分も、この所得制限をもし外した場合、また自己負担をなくした場合、どれぐらいの金額を必要とするのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

続きまして、補正予算書、46ページ、公園・緑地管理費につきましては丁寧にお説明をいただきました。ありがとうございます。市としても特色ある公園ということで、長年、様々な企画をし、努力をされている中で、うまくいったこと、いかなかったこともあると思うんですけども、先ほど説明で、財源の確保も含めまして、力を入れて取り組んでいただいた様子が分かりましたので、大変感謝いたしますし、私たちも期待をしておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 予算書、36ページ、高校生等医療費助成事業でございますが、所得制限の想定につきましては、あくまでも高校生等を監護している養育者の方の所得を見て判断するというものになっておりますので、例えば高校生等の方が所得が高かったりした場合でも、あくまでも監護されている保護者の方の所得で判断するというものになっております。

あと所得制限を設けなかった場合でございますが、高校生等医療費助成事業に限って申し上げますと、所得

制限をなし、自己負担をそのままありとした場合は、所得制限をあり、自己負担あり、現状で想定している事業と比較しまして、事業費で、これ令和7年度までは東京都が所得制限ありに関しては、10割負担をしていただけることになっていますので、令和8年度以降も、仮に東京都と市が2分の1ずつ負担した場合という想定でお話し申し上げますと、所得制限なしにした場合は、総事業費としましては2,360万3,000円を事業費としては想定しており、そのうちの市の一般財源ですね、市の負担としてましては、1,465万8,000円になることから、所得制限ありと比較しますと571万3,000円、増額になる見込みでございます。

所得制限あり、自己負担なしで想定した場合は、市の負担額の増の部分で申し上げますと231万3,000円、負担増になる見込みでございます。所得制限もなし、自己負担もなしとした場合は、所得制限あり、自己負担ありと比べますと876万5,000円、市の負担額が増となる見込みでございます。

あわせて、義務教育就学児と高校生等医療費助成、合わせた額で現在の所得制限あり、自己負担ありと、所得制限なし、自己負担なしで比較しますと5,436万9,000円ほど市の負担が大きくなるという試算を出しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 3点お伺いします。

まず、補正予算書、34ページのひきこもり支援体制構築事業費のところですが、先ほど御説明もありまして、ポスターやチラシを作られるということなので、広い市民を対象にしていらっしゃるのかと思います。ひきこもりに対する偏見をなくすためにも、多くの参加者が、大きな会になっていただければと思うんですが、この規模ですかね、どのくらいの参加者を見込んでいるかということをお教えいただければと思います。

次に、補正予算書、36ページの高校生等医療費助成事業費、今も御説明ありましたけれども、この今回の準備経費、今回のこれは準備経費ということですが、この中に周知について含まれているものと思うんですが、その確認と、それから周知については、対象者に通知が送られる、申請書とか通知が送られるというふうに思うんですが、今回、御本人が直接、このお子さんが誰からも監護されていない場合に、御本人が補助を受けるという場合もあるかと思うので、丁寧な周知を行ってほしいと思うんですが、今どのような周知方法を考えていらっしゃるのかということをお伺いします。

中三生については、今、現在中三の子については、義務教育就学児医療費助成事業からつながると思うんですが、新しく対象となる方についての周知方法を教えてください。

それから、補正予算書、46ページの公園・緑地管理費も、いろいろ御説明があったんですが、桜が丘中央公園の木製遊具のところについては、当初予算と比べてもかなりの増額になっていて、この公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業補助金というものが新たについたということなんですが、このプロジェクト事業補助金、今後も見込まれる、来年度以降も見込めるものなのかということと、あとこの木製遊具の具体的な、どういう遊具なのか、飛行機をモチーフにしたということで御説明ありましたが、かなり金額が大きいので、ちょっともう少し詳しく教えていただければと、どういうものを想定しているのか、教えていただければと思います。それから、これ、いつ頃設置されるのか、ごめんなさい、ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、もう一度、確認をさせてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書、34ページ、ひきこもり支援体制構築事業費についてでございます。

それで、講演会の規模的なところということでございますけれども、こちら中央公民館のホールを会場として予定しております。それで、ホールの定員分ぐらい、なるべく多く集客をしたいという考え方はあるんで

すけれども、現在、コロナ禍という状況下もありますので、今後そのコロナ禍も勘案しながら、定員というのを決めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 予算書、36ページ、高校生等医療費助成事業費でございますが、周知の件でございますが、予算の医療証封入封緘業務委託料の中に、申請書や必要な帳票や制度のお知らせなどを含んで、対象と思われる方に送付する予定でございます。

先ほど高校生等を養育している、監護されている方にと申し上げましたが、議員がおっしゃられるように、誰からも監護されない、いろんな家庭の事情で監護されていないとか、あと結婚されて独立している方などは、その方が直接対象者となりますので、これは市に住所を有する高校生等が対象となっておりますので、その住所地に案内等を送付する予定でございます。

以上です。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 補正予算書、46ページ、公園・緑地管理費の中の工事請負費の木製遊具等設置工事費についてでございます。3点ほど質疑をいただきました。

まず1点目、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業補助金、こちら今後も見込まれるのかということでございますが、こちら令和4年度で終了ということになってはいますが、東京都の担当者からもですね、令和5年度以降も続くのではないかと聞いてございます。まだ確定ではございませんが、その可能性は高いということで聞いてございます。今回、木製遊具で活用していきませんが、木材は価格が高く、単独で使用していくことは大変難しいと考えてございます。今後この補助金が継続されるのであれば、活用していきたいということで考えてございます。

2点目の遊具の内容でございます。ちょっと専門の用語も入ってきますが、そのとおりの答えさせていただきます。

まず、児童用の遊具ですが、大型の木製複合遊具、こちら内容は、幅広い滑り台、ビッグネット、ロープクライム、ネット渡り橋、丸太の雲梯、丸太釣り、橋丸太登りというのがセットとなっております。

それから、幼児用の先ほど申し上げた飛行機型の木製複合遊具ですが、カーブスライダー、こちら滑り台ですね、それから丸太登り、コイルクライム、木製デッキがございます。

その他、遊具ではございませんが、木製のテーブルベンチが2基、普通のベンチが3基、それと外構的な整備としまして、樹木の伐採や園内の整地、沿路の再整備などがございます。

最後に、3点目の設置時期でございますが、これから発注ということになりますので、恐らく年度末近くになるかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

---

午後 2時13分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） では、1点、再質疑を行います。

補正予算書、36ページの高校生等医療費助成事業費のところですが、御本人、もしくは保護者に通知

が行くということは理解したんですが、それ以外の周知ということで、通知書だけが来ても、それを見過ごすとか、それが何なのかという、分かりづらいということもあると思いますし、今回、18歳以下のお子さんということなので、SNS等を活用したり、市報などでも周知をしていただけるのかなというふうに思うんですが、その確認と、それから10万円給付のときに、臨時特別給付金という言葉がちょっと分かりづらいので、何か10万円給付って分かるようなというような要望もして、その後は市役所の庁舎のところのロビーのところで、ちょっとそういう表示もしていただいたということがあったんですけども、高校生等医療費助成ということですけれども、実際には高校生年齢ということで、高校に行っていないお子さんも対象になっていて、これを見たときに、「ああ、自分は対象じゃないな」、通知が来てるわけですけど、その辺のことが、ちょっともうちょっと分かりやすいような封筒に、何かそういう分かりやすいような表示をするなど、そういう工夫もしていただきたいと思うんですが、その辺りのお考えを教えてください。

○子ども未来部長（松本幹男君） 補正予算書、36ページ、高校生等医療費助成事業の周知ということでございますが、こちらさきに、午前中審議いただいた形の中で、条例につきましては委員会付託ということで、細かい部分は委員会の中で質疑をやり取りさせていただいて、私どものほうも幾つか踏まえながら、事務を進めるべきかなというふうには考えているわけではございますが、現時点、この事業は議員も御承知のとおり東京都から急遽話が下りてきております。東京都の要望として、3年間は10割補助をするので、速やかな早期実施を令和5年度から求めるということで、市のほうに、区市町村に下りてきております。

東大和市の考えとしましては、まずは切れ目のない形で、令和5年度中の実施の中でも、まずは4月の実施を取りたいところを先行して考えておりますので、まずは現在、東京都と調整で確認が取れている段階の条例案と規則案、それと今回最低限、対象者抽出する上で、システム改修が必要となる最低限の経費、こちらのほうを今回補正予算として計上させていただいておりますので、その辺の周知方法は東大和市だけが行うものとは今回なっておりませんので、現在は引き続き東京都福祉保健局と、私ども職員の事務レベルの細かい制度の中身の調整というところはまだ続いておりますので、そこを東京都との調整も踏まえながら、当然SNSの活用ということもございましたし、その辺については、やはり対象となる方に漏れがないように市としても進めたいと考えております。

最低限、現在の中学3年生については継続した形で行けるので、まずそれほどの漏れはないだろうというふうに市は考えております。問題となりますのは、現在の高校1年生、2年生になっている方、もしくはその年齢の子たちをどういうふうに市として捉えていくかということであろうかというふうに思っておりますので、そこについては今後の日程の中で、委員会付託等も行われる中での意見も踏まえた中で、主として丁寧に、市民周知のほうは努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

1つは、5ページ、12ページ、24ページ、学校施設環境改善交付金2,329万2,000円の交付が決まったことで、地方債を減額できたということでした。学校施設環境改善交付金の国の当初予算での計上額が小さくて、毎年、補正予算で大幅に積み増されるということが続いています。これが地方の予算編成を困難にしているということにもなっていると思いますが、今回も同様の事情なのか伺います。そうであれば、当初予算での計上額と補正での上積み額について伺います。

また、市債の減額は1,660万円となっておりますが、残りは一般財源の支出減ということになるのか伺います。

次に、19ページの繰越金ですけれども、前年度決算の黒字が29億円で確定したということです。昨年の9号補正、第5号次の前年度繰越金19億円も、過去最高額だったと思いますが、確認を求めます。今回の29億円も、それを10億円、上回っており、過去最高の前年度繰越金になったと思いますが、確認を求めます。これで、認識が正しいのかどうかだけお答えください。違うのであれば、年度と額を教えてください。

次に、30ページから32ページの福祉関係返還金と衛生関係返還金で、8億7,000万円近くが計上されています。国から事業財源としてもらったけれども、使い残したものだということだと思います。額が1,000万円以上となっている子育て支援課、保育課、生活福祉課、障害福祉課、健康推進課について、その主な内容と額、理由を伺います。

33ページの社会福祉費と、35ページの児童福祉費のところですが、介護施設と障害福祉施設、保育園等について、3号補正で助成金が計上されましたが、本補正予算での追加対応の必要性に関わって、事業の進捗状況と課題、事業者の声など聞いていければ伺います。

次に、34ページ、ひきこもり支援体制構築事業ですけれども、これは他の議員にいろいろ御答弁いただきました。歓迎したいと思いますが、今後の事業展開について何かあれば伺います。

次に、40ページの新型コロナ対策事業費ですけれども、自宅療養者等へ食料品等を届ける事業が増額されました。市内でも自宅療養者が1,000人を超えて推移しましたが、消耗品などが増額されていますが、職員体制も、強化する必要があるのではないかと思います。現行の体制と課題について伺います。また自宅療養者の急変死亡事例なども報じられていますが、市内自宅療養者の状況について、市が把握している事例があれば伺います。

42ページの二ツ池関係は、他の議員に答弁いただいていますので割愛します。

43ページの商工振興費、消費活性化事業ですが、3号補正で2億2,000万円のコロナ交付金のうち、4,605万3,000円を財政調整基金に積み上げました。ところが、今回ここにかける一般財源は3,710万円となっています。交付されたものを一般財源の穴埋めに使うのではなくて、市民のために全面的に活用すべきではないかと思いますが、認識を伺います。

43ページの商工振興費、3号補正で物価高騰対策事業が計上されました。本補正での追加対応の必要性に関わって、進捗状況と今後の見通し、事業者の受け止めなどを伺います。今後の見通しとの関係では、首相も直接言及している電気代を適用費目に加える可能性についても伺います。

57ページの学校給食費、3号補正で給食食材費助成金が計上されました。事業の進捗と見通しについて伺います。2,251万5,000円で足りるのか、足りなければ、首相もコロナ交付金の増額について言及しているので、こうしたものも活用して保護者負担増とにならないようにする必要があると考えますが、伺います。

最後に、59ページの諸支出金、この補正予算で、財政調整基金と公共施設等整備基金について、年度末残高見込みと、第6次行政改革大綱での令和8年度末、2026年度末での到達目標額について伺います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 補正予算書、5ページ、12ページ、それから24ページ、学校施設環境改善交付金に係る御質疑についてであります。本件、学校施設環境改善交付金2,329万2,000円につきましては、令和4年度当初予算の編成時におきまして採択の見込みが立っていなかったことから、当初予算に計上することができず、今回、補正予算として計上をさせていただいたものであります。学校施設環境改善交付金につきましては、国の当初予算額、それから補正予算額の把握はできておりませんが、今回の2,329万2,000円の計上に伴いまして、地方債において1,660万円、また今後の支出額、決算額等を踏まえた上での対応となりますけど



も、残りの財源につきましては、一般財源または市町村総合交付金が減額になるものと考えているところであります。

以上でございます。

**○財政課長（鈴木俊也君）** 何点か御質疑をいただきまして、私のほうからは、2点目、7点目、10点目の3間について御答弁さしあげたいと考えております。

まず、2点目の御質疑であります補正予算書、19ページの繰越金についてでございますが、過去最高の金額となっております。金額は29億1,238万4,000円でございます。令和3年度決算におきまして、歳入では市税や地方消費税交付金などが予算額を上回ったこと、また歳出では各種コロナの関係の給付金の支給や、またワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に不用額が多く出たことなどによるものでございます。

続きまして、7点目の件ですが、補正予算書43ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業におけます消費活性化事業の財源についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、感染症対策の財源として交付されておりますことから、全額該当する事業費に充当しているものでございます。一般会計補正予算第3号につきましても、交付金を消費活性化事業に充当をする補正予算を編成しております。その補正に伴いまして一般財源は4,605万3,000円、減額をしましたが、交付金そのものを財政調整基金に積み立てたという実績はございません。

なお、消費活性化事業の財源につきましては、国の交付金や東京都の補助金を活用した上で、不足する分につきましては財政調整基金により賄っているところでございます。例としましては、一般会計補正予算第2号で計上いたしました消費活性化事業につきましては、一般財源は4,908万7,000円となっております。今回の第4号補正につきましても、一般財源は3,710万円となるものでございます。

続きまして、10点目でございます。補正予算書の59ページ、諸支出金のうちの財政調整基金と、公共施設等整備基金の年度末残高見込みと第6次行政改革大綱におけます目標額についてでございますが、まず令和4年度末の現在高見込みについてですが、財政調整基金につきましては26億6,984万2,000円、公共施設等整備基金につきましては31億9,008万9,000円でございます。

続きまして、第6次行政改革大綱の計画期間の最終年度であります令和8年度末の目標額についてでございますが、両基金ともに当該年度の標準財政規模の12%程度を最低限の目標額としてございます。今後の不測の事態や、公共施設の更新などを踏まえまして、あくまで最低限としてございまして、さらに数億円は上積みをしておきたいと考えているところでございます。

なお、令和8年度の標準財政規模は、現段階では算出ができないことから、令和4年度の標準財政規模の12%として算出をいたしますと、約21億580万円になるものでございます。

以上でございます。

**○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君）** 補正予算書32ページ、衛生関係返還金でございます。主なものでございますが、新型コロナウイルスワクチンの接種事業の実績に伴う返還金となっております。金額につきましては、4億1,212万185円となっております。

こちらのほうの理由でございます。国の通知に基づきまして、当初、ワクチン接種対象者を全人口として補助額等を計算をさせていただいておりましたが、その後、接種対象者が全人口ではなくなったということ、また集団接種会場につきまして、昨年度、一時休止をするなど、実績に基づき返還金が発生したということでご

ざいます。

以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書30ページ、福祉関係返還金の子育て支援に関する返還金でございますが、主なものとして、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けている子育て世帯を対象に実施しました子育て世帯生活支援特別給付金事業や、子育て世帯への臨時特別給付金事業などが1,000万円以上の返還金となっております。子育て世帯生活支援特別給付金事業の事務費補助金が1,221万1,000円、事業費補助金3,355万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業の事業費補助金が1,380万円となっており、返還金が生じた理由としましては、当初の見込みよりも対象者が下回ったことによるものであります。

以上です。

○生活福祉課長（青木一麻君） 補正予算書30ページ、福祉関係返還金の生活福祉課分につきましては、生活保護費等国庫負担金の約1億708万円と新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費補助金の6,504万円が主な内容でございます。

理由としましては、生活保護費等国庫負担金につきましては、医療扶助費の実績額が見込みよりも少なかったことによります。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費補助金につきましては、国の令和3年度生活困窮者自立支援金制度におけます事業開始までの期間が短期間であったため、予算措置の時点で想定した対象者全員が申請を行うことを見込んだことにより、実績額との間で差が生じたものであります。

以上です。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 同じく補正予算書、30ページ、福祉関係返還金の障害福祉課分でございます。これは国庫負担金の返還金1,328万8,000円と、都負担金の返還金1,344万2,000円でございます。これらは障害者の総合支援法に基づく障害福祉サービスに要する経費、それから更生医療や育成医療等の自立支援医療費の2分の1を国が、4分の1を東京都が負担するという法定負担分でございます。この返還が生じた理由としましては、実績に応じた交付となるものでございますので、精算に伴う返還が生じたということでございます。障害福祉サービスを利用する対象者の利用状況に応じて変動するというものでございまして、当初見込みより利用が少なかったことによるものと考えております。

以上でございます。

○保育課長（関田孝志君） 補正予算書、29ページ、福祉返還金、保育課分でございます。こちらにつきましては、子どものための教育・保育給付費としまして2,192万8,455円、また保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金など、保育園の利用実績、またコロナの休園等により減額しなければならないとか、そういった対応の部分について、実績に基づいて計算した額で不要となったものでございます。

続きまして、令和4年度第2回定例会、第3号補正の保育施設等物価高騰対応助成金、こちらにつきましては、議決後、早急に事務を進め、申請がありました保育施設へは、7月末までには支給が進んでおります。また、この先見込めない物価高が課題であると考えてございます。

以上でございます。

○介護保険課長（里見拓美君） 同じく第3号補正の介護・障害福祉サービス事業所助成金につきましては、申請の手続の負担をできるだけ軽減いたしまして、多くの事業所に行き渡るようにした結果、対象事業者のおおむね9割程度の事業所から申請がございました。

以上でございます。

○福祉推進課長（山田茂人君） 補正予算書、34ページ、ひきこもり支援体制構築事業におきまして、今後の事業展開についてでございます。今後、市におきましては、ひきこもりに関する専門的な相談対応が可能となる職員の配置や、窓口の整備、各制度の相談支援窓口、機関の職員のひきこもりへの理解促進、各窓口や機関の連携ネットワークの構築等について、他の区市の先駆的な事例を参考にしながら、市の実情に沿った取組につきまして、調査研究を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 補正予算書、40ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費について、現在の職員体制であります。令和4年4月に配置されました新型コロナ対策の担当課長及び担当係長、そのほか併任辞令を受けました職員、11人ほどでの体制となっております。新型コロナウイルス感染症につきましては、ウイルスの変異が繰り返され、また感染のスピードが非常に速いため、現在、行っております自宅療養者への支援を含めまして、感染拡大時におきましては様々な対応が発生し、非常に苦慮することが多々ございます。そうした状況におきましては、これまでもそうでありましたけれども、市長の御指示をいただきまして、全庁的な協力体制により、市民の皆様の命、健康を守ることとしておりますので、今後におきましても、そのように鋭意努めてまいりたいと考えております。

それと、市内の自宅療養者が、体調急変によって死亡されるといった事例につきましては、東京都多摩立川保健所から情報提供もございませんので、市では把握してございません。

以上です。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 補正予算書、43ページ、一般会計、第3号補正予算において予算計上されました新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございますが、こちらはガソリン代をはじめとした燃料費高騰に対する支援事業として、中小企業者等燃料費支援金を実施しております。現在、主たる事業者が東大和市内にある中小企業者、個人事業主、農業者を対象に9月30日まで申請を受け付けております。今後につきましては関係機関と連携して、中小企業等燃料費支援金の事業周知について努めてまいりたいと考えております。事業者のほうからは、申請された方々からは、評価をいただいているところでございます。新型コロナウイルス感染症対策事業費の中において、電気代の適用費目に加えることについては、現時点では検討しておりません。

以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書、57ページ、第3号補正におきまして、学校給食食材料費高騰対応助成金につきましては、既に活用を始めており、現時点におきましては充足する見込みでございます。今後の学校給食食材の価格の推移につきましては不明でございますが、さらなる物価高騰により対応が困難となった場合につきましては、活用できる特定財源の検討などが必要になると考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔15番 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は、公明党を代表して、第51号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第4号）に対して、賛成の立場で討論を行います。

令和4年度も折り返し地点となり、令和3年度の決算剰余金の確定や、国・東京都の新たな動きに呼応した形で、年度後半の事務事業を推進していかなければなりません。

今回の補正予算では、公共施設等整備基金の積み増しなど、財政面での補正を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に対する引き続きの対応や、迅速に取りかかる必要のある公共施設の修繕、まちづくりの推進など、多方面にわたって目配りと配慮をされた補正予算であると受け止めております。

質疑で御答弁いただきましたけれども、具体的に見てみますと、第3款民生費では、ひきこもり支援体制構築事業費において、都を経由する予算を活用し、講演会の実施や家族会の運営が進められます。全世代にわたって大きな社会問題として認識されているひきこもりの支援対策は喫緊の課題であり、十分な効果を発揮する事業推進をお願いいたします。

高校生等医療費助成事業費では、2,500人を対象としたシステム修正が進められます。私ども公明党が東京都において、行政と連携しながら強力に推進して、実現への道筋をつけたこの事業が、当市でも滞りなくスタートできるよう着実なシステム構築をお願いいたします。

第4款衛生費では、狂犬病予防事業として、飼い犬に対するマイクロチップ装着等の義務化に伴う登録管理システム修正委託料が計上されました。公明党は、犬猫へのマイクロチップ装着の義務化などを盛り込んだ、動物愛護管理法改正に積極的な議論を展開し、関係団体の御教示もいただきながら、強力なリーダーシップを発揮して議員立法としてこれを成立させました。法律に基づいた市における今後の事業の円滑な推進を強く望みます。

新型コロナウイルス感染症対策事業費では、自宅療養者等への食料品の配送などに要する費用の増加がなされます。感染された方からは、この、市の取組に大きな感謝の声を私どもにもいただいているところです。いまだ完全な終息に至らず、ウィズコロナの社会で暮らしていかなければいけない現状では、大変重要な施策だと認識しています。御苦労は多いかと存じますが、引き続き十全な取組をお願いいたします。

生物多様性保全事業費では、二ツ池の水質改善と外来種防除の実施に向けた取組が進められます。地域住民の生活環境の改善・維持、自然保護の観点から望まれていた事業であると考えます。地域の方の御理解、御協力の下着実な取組をお願いいたします。

第7款商工費では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、P a y P a yを活用した消費活性化事業に係る予算の増額が図られます。他自治体に先んじて開始し、回を重ねるごとに大きな影響を市内外に与えてきた事業がさらに推進されることを歓迎いたします。今後、商工会と連携をしながら、最前線の事業者の要望をよく聞いていただき、引き続き事業者と消費者、双方に大きなメリットをもたらす事業の展開をお願いいたします。

第8款土木費では、公園・緑地管理費において、上仲原公園や桜が丘中央公園、狭山緑地の遊具の整備等が進められます。私ども公明党は、魅力ある公園づくりを一貫して強く要望してまいりました。今般の事業によ

り、多摩産材の活用など地元の自然環境を生かし、特に子育て世代に喜ばれる潤いある生活環境の整備が進められることを強く期待しています。駅前広場管理費で、東大和市駅前広場に修景施設の充実が図られます。まちの活性化へ向け、さらなる取組の推進をお願いいたします。

第10款教育費では、小・中学校の環境整備として、トイレ改修工事や空調設備更新、体育館床の改修等が図られます。これまでも私ども公明党が一貫して進めてきたトイレの洋式化が、さらに実現の運びとなるとの御答弁もいただきました。財政的に難しいかじ取りが必要かと思いますが、市長、教育長を中心に関係各所が最大限に協力をしながら、東大和市の子供たちの学びの場がさらによりよく充実し、学校生活に不便を感じる事が極力少なくなるように重ねて要望いたします。

新型コロナウイルス感染症の対策に、財政面でも、人材面でも引き続き注力しなければならない状況下で、多くの課題に取り組んで、まちづくりを進めなければなりません。職員の皆様の苦労も大きいと思いますが、今回の補正予算の執行により、今年度後半での事業の展開で十分な施策効果が出て、市民生活の向上が実感できるようお願い申し上げ、公明党を代表しての賛成討論といたします。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番(尾崎利一君) 日本共産党を代表し、第51号議案 東大和市一般会計補正予算(第4号)に、賛成の討論を行います。

本補正予算では、来年4月から実施予定の18歳までの医療費助成制度の準備経費が全額東京都の財源で計上されました。日本共産党市議団が2014年12月議会以来、10数回にわたる一般質問、毎年代表質問で繰り返し要求するとともに、2018年以降は予算組替え動議を提出して、財源も示して提案してきたものです。多くの市民の皆さんとともに喜びたいと思います。

同時に、既に23区では、所得制限も、通院1回200円の自己負担もなく完全無料化が明らかにされています。新たな多摩格差を生まず、財政力の弱い市町村でも完全無料が実現できるよう、国と東京都に対して十分な財政措置を求めるとともに、市としても最大限の努力を行うことを求めます。

本補正予算では、さらに自宅療養者への食料等支援費用の増額、消費活性化事業や、保育園等の補助金などの新型コロナウイルス対策事業、学校トイレ等の改修工事費など、必要、また有効な事業が計上されています。

また、党市議団が繰り返し要求してきたひきこもり支援の問題でも、家族会を立ち上げて支援してきた社会福祉協議会への補助金などが計上されました。実態調査や相談窓口の体制整備など、一層の支援の拡充を求めます。さらに本補正予算では、8億6,000万円余の福祉関係返還金、衛生関係返還金が計上されました。2021年度に予定した事業が実施されなかった部分について、国・都から歳入していた財源を返還するというものです。補正予算で計上するのは当然ですが、額が大きいので、2021年度決算特別委員会で、その詳細をさらに伺いたいと思います。

また、個人情報の漏えいの可能性のあるマイナンバー制度適用拡大には反対します。もう一つの本補正予算の役割は、決算の確定に基づく決算剰余金をどのように処分するのか。また、地方交付税や臨時財政対策債の確定に基づいて生まれた財源をどのように活用するのかということです。2021年度一般会計では、過去最高だったと思われる前年度の19億円の黒字額をさらに10億円上回る29億円の黒字を出しました。福祉の増進を最大の仕事とする地方自治体においては、黒字が大き過ぎるのは決していいことではありません。本来その年の収入はその年の福祉の増進に使われるべきものです。毎年1億円程度の値上げを繰り返してきた国保会計では

3億9,000万円ほど、3年に1度の保険料改定時ごとに値上げしてきた介護保険会計も、3億5,000万円ほどの黒字を出し、これら特別会計決算に関わって、一般会計にも一定額が繰り戻されています。

本補正予算では、黒字額の半分、14億5,600万円ほど財政調整基金に積み上げ、6億円を公共施設等整備基金に積立てました。その結果、財政調整基金年度末残高見込みは26億7,000万円ほど、公共施設等整備基金、年度末残高見込みは32億円ほどとなりました。財政調整基金残高は、標準財政規模の10%程度が適切と言われており、その額は18億円です。また公共施設等整備基金残高については、市は2026年度末までに、22億円以上を目指すとしていますが、既にその額を10億円、上回っています。喫緊のコロナ対策など、市民の命と暮らしの支援、福祉の増進に速やかに振り向けるべきものです。その点で、今回、目標額を大きく上回っている公共施設等整備基金という特定目的基金に6億円を積み増してしまったことには反対します。

7月22日に、新型コロナ対策と物価急騰対策の強化を求めて市長に申入れたところですが、その後も、コロナ感染が急増し、値上げも相次いでいます。発熱しても診断が受けられず、5日以内の投薬という有効な治療にたどり着けない事例、それどころか搬送先が見つからずに、救急車の中で亡くなる事例などが相次いでいます。市内でも入院患者は100人、自宅療養者は1,000人という状況です。物価の上昇はとどまるどころを知りません。コロナ融資の返済が本格化し、廃業、倒産が激増するとも言われており、雇用と営業、暮らしを守る支援も待ったなしです。

日本共産党は、発熱外来支援金の創設や、自宅療養者支援センターの開設、物価急騰対策の抜本拡充などを求めてきましたが、コロナ交付金の枠内ではなく、30億円という黒字も活用し、命と暮らしの支援の抜本拡充を求めて討論とします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第51号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時49分 休憩

---

午後 2時59分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第23 第52号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第23 第52号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第52号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和3年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、国民健康保険事業運営基金への積立金及び令和3年度の精算による一般会計への繰出金の計上や、保険給付費等交付金の増額など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,818万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,119万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の都支出金は166万5,000円の増額で、保険給付費等交付金の増額であります。

第7款の繰越金は3億8,651万9,000円の増額で、令和3年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は16万5,000円の増額で、未就学児均等割保険税の軽減施策が実施されたことによって必要となります電算システム修正委託料を増額するものであります。

第2款の保険給付費は150万円の増額で、傷病手当金を増額するものであります。

第6款の諸支出金は3億8,651万9,000円の増額で、令和3年度の決算剰余金の確定に伴います国民健康保険事業運営基金への積立金及び一般会計への繰出金を計上するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 14ページの国民健康保険事業運営基金ですが、今回の補正で、年度末残高見込みは幾らになったのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 補正予算書、14ページ、国民健康保険事業運営基金についてであります。現状での見込みとなりますが、令和4年度末の残高を約4億7,000万円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第52号議案 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第24 第53号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第24 第53号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第53号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和3年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、前年度繰越金の増額など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は4万4,000円の減額で、令和3年度の決算剰余金の確定に伴います一般会計繰入金の減額であります。

第3款の繰越金は17万5,000円の増額で、令和3年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。



第3款の諸支出金は13万1,000円の増額で、令和3年度の精算に伴います立野一丁目土地区画整理事業基金への積立金及び一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります、事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第53号議案 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第25 第54号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第25 第54号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第54号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和3年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、令和3年度の精算による国等への返還金の増額や、一般会計への繰出金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,790万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億6,833万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の国庫支出金は60万1,000円の増額で、令和3年度調整交付金の確定に伴います過年度分の交付金の計上であります。

第10款の繰越金は3億4,730万8,000円の増額で、令和3年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第6款の基金積立金は1億5,051万5,000円の増額で、令和3年度の決算剰余金の確定に伴い、介護給付費等準備基金積立金を計上するものであります。

第7款の諸支出金は1億9,739万4,000円の増額で、令和3年度の精算に伴います国等への返還金の増額並びに一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 10ページの介護給付費等準備基金積立金1億5,000万、今回の補正で積み立てていますが、年度末残高見込みを伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 補正予算書、10ページ、介護給付費等準備基金積立金についてであります。補正後におけます令和4年度末の残高は、約9億1,800万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第54号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第26 第55号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第26 第55号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第55号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和3年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、令和3年度の精算による東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の減額や、一般会計への繰出金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,629万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,589万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金金は2,081万円の減額で、令和3年度の療養給付費負担金等の精算に伴います一般会計からの療養給付費繰入金の減額等であります。

第3款の繰越金は3,188万2,000円の増額で、令和3年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第4款の諸収入は521万8,000円の増額で、令和3年度の精算に伴います広域連合負担金の還付金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は1,719万8,000円の減額で、令和3年度の療養給付費負担金等の精算に伴います広域連合負担金の減額であります。

第5款の諸支出金は3,348万8,000円の増額で、後期高齢者医療保険料還付金及び令和3年度の精算に伴いま

す広域連合への葬祭費受託事業収入返還金の増額、並びに一般会計への繰出金の計上であります。  
以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。  
よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。  
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第55号議案 令和4年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第27 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第27 陳情の付託を行います。

8月26日、正午までに受理した陳情を御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に審査を付託いたします。

---

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時17分 散会